

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月24日
【会社名】	株式会社ココルポート
【英訳名】	Cocorport, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐原 敦矢
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目5番11号
【電話番号】	044 - 201 - 8474（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長兼人事総務部部长 岩元 勝志
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目5番11号
【電話番号】	044 - 201 - 8474（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長兼人事総務部部长 岩元 勝志
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 658,750,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 2,116,680,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 433,690,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	250,000（注）2 .	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1 . 2023年2月24日開催の取締役会決議によっております。

2 . 発行数については、2023年3月13日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

2023年3月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2023年3月13日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	250,000	658,750,000	356,500,000
計（総発行株式）	250,000	658,750,000	356,500,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2023年2月24日開催の取締役会決議に基づき、2023年3月22日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,100円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は775,000,000円となります。

6．本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。

7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照ください。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	未定 (注)2.	未定 (注)3.	100	自 2023年3月23日(木) 至 2023年3月28日(火)	未定 (注)4.	2023年3月30日(木)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2023年3月13日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2023年3月22日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2023年3月13日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2023年3月22日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2023年2月24日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2023年3月22日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は2023年3月31日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、2023年3月14日から2023年3月20日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 川崎支店	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目4番10号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	250,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2023年3月30日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	-	250,000	-

（注）1. 引受株式数については2023年3月13日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（2023年3月22日）に元引受契約を締結する予定であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
713,000,000	10,000,000	703,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,100円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額703百万円については、主に、指定障害福祉サービス事業拡大のための新規事業所開設費として296百万円、IT環境の整備強化費として20百万円、運転資金（人件費及び人材採用費等）として387百万円を充当する予定です。具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

指定障害福祉サービス事業拡大のための新規事業所開設費

就労移行支援サービスのシェア拡大を企図して、就労移行支援事業所の新設にあたり総額175百万円（2023年6月期に44百万円、2024年6月期に61百万円、2025年6月期に70百万円）の設備投資を計画しております。この内、上記の手取金において137百万円（2023年6月期に6百万円、2024年6月期に61百万円、2025年6月期に70百万円）を充当し、就労移行支援事業所を2023年6月期に8事業所開設、2024年6月期に9事業所開設、2025年6月期に11事業所開設する予定です。

また、今後成長が見込まれる自立訓練（生活訓練）サービスについては、自立訓練（生活訓練）事業所の新設にあたり総額182百万円（2023年6月期に53百万円、2024年6月期に53百万円、2025年6月期に76百万円）の設備投資を計画しております。この内、上記の手取金において159百万円（2023年6月期に30百万円、2024年6月期に53百万円、2025年6月期に76百万円）を充当し、自立訓練（生活訓練）事業所数を、2023年6月期に7事業所開設、2024年6月期に7事業所開設、2025年6月期に10事業所開設する予定です。

IT環境の整備強化費

業務管理システム（メルシー/ココカレ）へのソフトウェア投資として、新機能開発業務委託費総額21百万円（2023年6月期に7百万円、2024年6月期に7百万円、2025年6月期に7百万円）のシステム投資を計画しております。この内、上記の手取金において20百万円（2023年6月期に6百万円、2024年6月期に7百万円、2025年6月期に7百万円）を充当する予定です。

運転資金（人件費及び人材採用費等）

就労移行支援事業所及び自立訓練（生活訓練）事業所の拡大に伴う人件費及び人材採用費として、上記の手取金において387百万円（2023年6月期に56百万円、2024年6月期に331百万円）を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2023年3月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	682,800	2,116,680,000	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目8番4号 i-office吉祥寺 株式会社A & Cコーポレーション 300,000株
				東京都武蔵野市 佐原 敦矢 100,000株
				神奈川県川崎市中原区 岩元 勝志 68,500株
				神奈川県鎌倉市 長尾 吉祐 50,000株
				東京都港区 上方 陽一郎 31,400株
				東京都豊島区 那須 剛 31,400株
				東京都渋谷区 伊藤 純一 30,000株
				東京都足立区 吉井 信隆 15,000株

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
				兵庫県神戸市東灘区 小川 大介 12,500株
				千葉県流山市 石合 建祐 12,000株
				神奈川県鎌倉市津西一丁目24番26-1号 株式会社アレジアンズ 10,000株
				東京都台東区 安部 修仁 10,000株
				東京都江東区 西村 綾子 6,000株
				神奈川県藤沢市 大島 歩 6,000株
計(総売出株式)	-	682,800	2,116,680,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,100円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記売出数のうち、10,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：コルポート社員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照ください。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 2023年3月 23日(木) 至 2023年3月 28日(火)	100	未定 (注)2.	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都港区南青山二丁目6 番21号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目 3番6 丸三証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社 東京都文京区小石川一丁目 1番1号 文京ガーデン ゲートタワー7階 水戸証券株式会社	未定 (注)3.

(注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日(2023年3月22日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	139,900	433,690,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 139,900株
計(総売出株式)	-	139,900	433,690,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,100円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 2023年3月 23日(木) 至 2023年3月 28日(火)	100	未定 (注)1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	-	-

- (注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2．グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社A & Cコーポレーション（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、139,900株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2023年4月27日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2023年3月31日から2023年4月27日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社A & Cコーポレーション、売出人である佐原敦矢、岩元勝志、長尾吉祐、伊藤純一、吉井信隆、小川大介、石合建祐、株式会社アレジアンズ、安部修仁、西村綾子、大島歩並びに当社株主（新株予約権者を含む。）である株式会社KRAC、コルポート社員持株会、岡登貞憲、高原健人、秋元正秀、宮澤心作、インターウォーズ株式会社、飯田和住、高橋義樹、山浦勇治、細川泰史、前野一郎、高橋龍徳、木村英一、本田寛他66名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2023年9月26日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得することは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1 基本方針」～「6 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 基本方針

企業理念

**私たちは一人ひとりの可能性を信じ、
自分らしさと笑顔あふれる社会を共創します。**

私たちは一人ひとりが様々な可能性を持っていることを知っています。
そして、一人ひとりの自分らしさと笑顔あふれる社会を、
関わる全ての人たちと共に創り上げていきたいという願いを企業理念としています。

事業 コンセプト

「個別」と「支援」にこだわる

人は一人ひとり違います。ご利用者様お一人おひとりに適した支援を提供する、
それが私たちコルポートが大切にしている「徹底的に個別支援にこだわる」所以です。

(注)本書では法律用語である「障害」という表記を用いておりますが、ホームページやパンフレットでは、法律用語以外は「障がい」と表記しております。

2 事業の内容

当社は、創業以来、「指定障害福祉サービス事業」を行っており、主たるサービスである「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」のほか、「自立訓練(生活訓練)サービス」を提供しております。

各サービスの概要は以下になっております。

訓練のためのサービス

サービス名	サービス内容
就労 移行支援	障害者総合支援法に定められた「指定障害福祉サービス」の一つであり、障害のある方が就労に向けたトレーニングを行い、働くために必要な知識やスキルを習得し、就職後も職場に定着できるサポートを行うサービスであります。
就労 定着支援	2018年4月に新たに創設された障害者総合支援法に基づく「指定障害福祉サービス」の一つであり、一般就労をしている障害のある方が長く職場に定着できるよう、障害のある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスであります。
自立訓練 (生活訓練)	障害者総合支援法に定められた「指定障害福祉サービス」の一つであり、障害のある方が自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などのサポートを行うサービスであります。

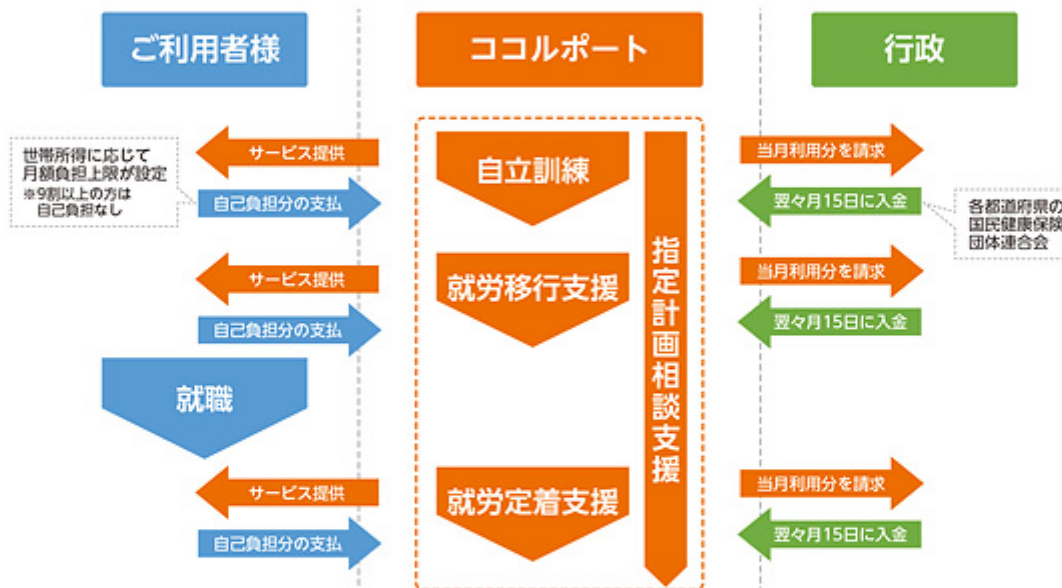
相談支援に関するサービス

サービス名	サービス内容
指定計画 相談支援	障害のある方が自分らしく生活していくために福祉サービス利用についての相談と目標に合わせた計画を作成するサービスであります。

また、当社サービスの全体的な流れは以下のとおりであります。



当社の「指定障害福祉サービス事業」は、障害のある方がサービスを利用して、行政及びご利用者様から報酬を受領するビジネスモデルとなっております。



3 コルポートのサービスの特徴について



- ① 幅広い受け入れ ② 集団ではなく「個別」 ③ 指導ではなく「支援」

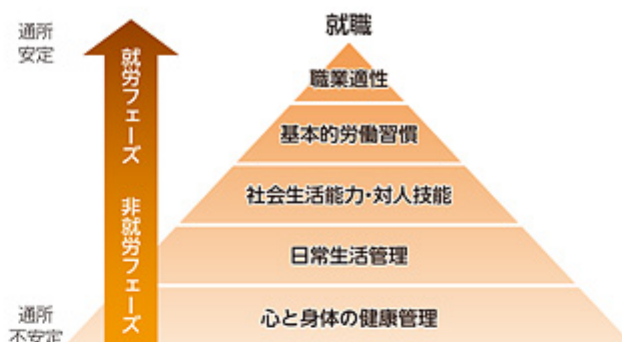
コルポートのサービスの特徴として、「幅広い受け入れ」「集団ではなく「個別」」「指導ではなく「支援」」があります。

主たるサービスである「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」における「幅広い受け入れ」、「集団ではなく「個別」、「指導ではなく「支援」」の具体的内容については、以下のとおりであります。

① 幅広い受け入れ

非就労フェーズ(通所が週2日程度で職業準備性^④が低い)の障害者も含めた幅広い受け入れを行っております。

(注)下記ピラミッド図で表現され、職種や障害を問わず、働く上で必要とされるものを身につけ、準備すること



週2日程度の通所からでも支援

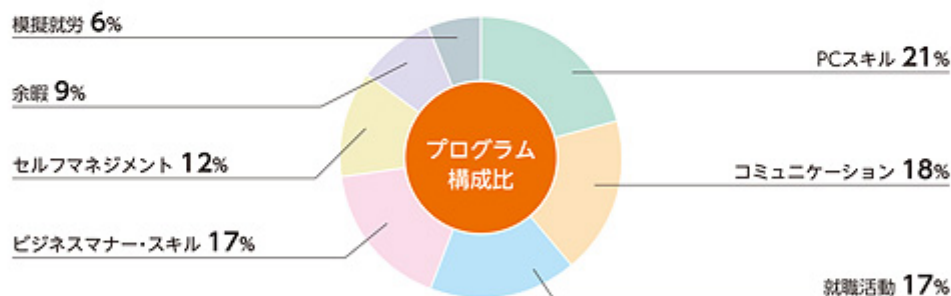
週4日以上の通所から受け入れる就労移行支援事業所が一般的ですが、個別支援を通じて少ない通所数からでも就職に導くノウハウが蓄積されており、ご本人の就労に向けての意志と行政の受給者証が発行されれば区別なく受け入れております。

② 集団ではなく「個別」

お一人おひとりの障害種別、性別、年齢、状態、個性に応じた支援を行っているため、「個別」で支援をするべきと認識しております。そのため以下のような特徴があります。

プログラム数は555種類以上

お一人おひとりに合った多種多様なプログラムを用意しております。



プログラムによる支援と個別支援を同時に実施

一般的な就労支援事業所では、プログラムが実施されているときは全員プログラムに参加するのが一般的です。コルポートではそのような運用は行わず、一律ではなく、ご利用者様の意志と状況により柔軟に支援方法(プログラムによる支援やプログラムに参加しない方には個々人の状況に合ったトレーニングに対する支援)を変えております。

③ 指導ではなく「支援」

ご利用者様が将来自立して生活していけるように自己決定を尊重しております。例えば、プログラムに参加するかしないかはご利用者様に自己決定していただいております。また、ご利用者様から「どうしたらいいか教えてください」という質問に対しても、「～をしてください」ではなく、「AとBとCという方法がありますが、どうされますか」というように指導ではなく、相手に決定していただく「支援」を実施しております。

つまり、自立を最終目的とした考えに基づき、指導ではなく「支援」を徹底しております。

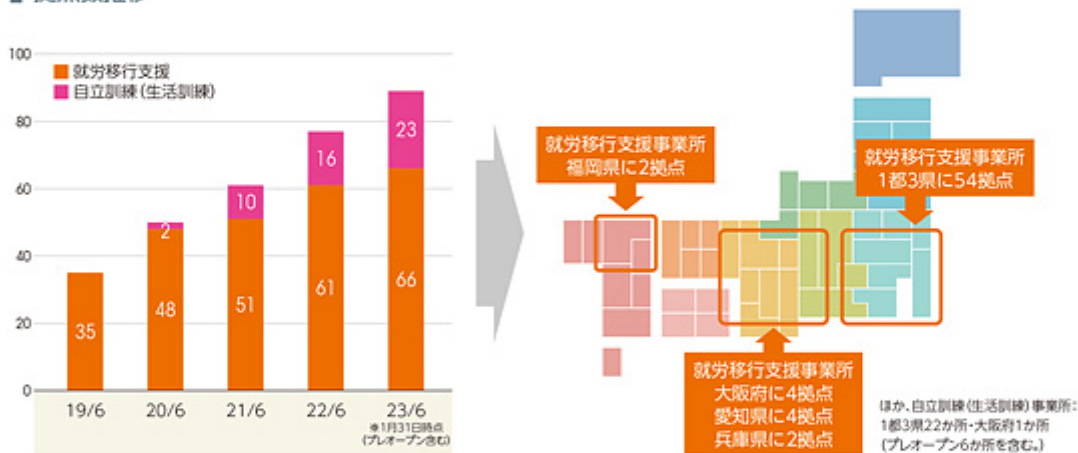
4 コルポートの実績

主たるサービスである「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」のこれまでの実績といたしましては、2012年4月に神奈川県川崎市川崎区に就労移行支援事業所「Cocorport川崎Office」を開設したのを皮切りに、首都圏(1都3県)を中心に拠点を拡大し、2023年1月31日現在で、就労移行支援事業所を首都圏(1都3県)54か所、大阪府4か所、愛知県4か所、福岡県2か所、兵庫県2か所の計66か所(就労定着支援事業所は就労移行支援事業所内にて運営しており、2023年1月31日現在で53か所)まで拡大しております。就職者数は累計2,900名以上を輩出し、就労定着率は88.2%^(注)となっております。

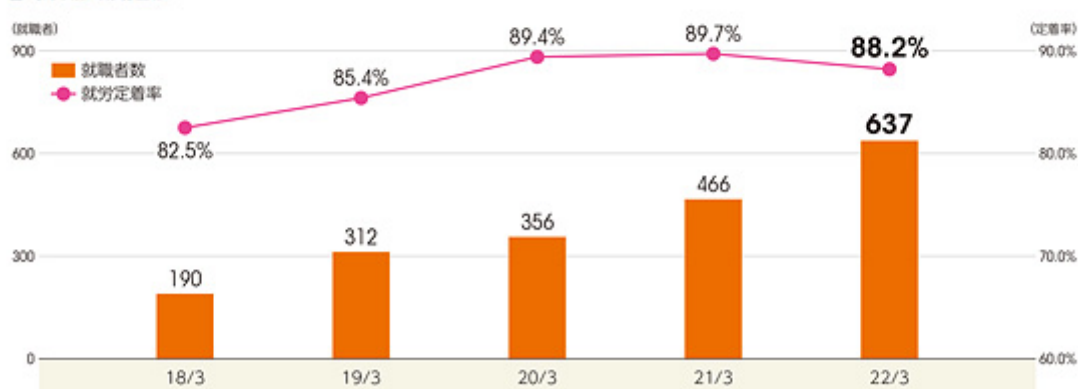
また「自立訓練(生活訓練) サービス」のこれまでの実績といたしましては、2020年4月に神奈川県川崎市幸区に自立訓練(生活訓練)事業所「Cocorport College川崎キャンパス」、神奈川県横浜市西区に自立訓練(生活訓練)事業所「Cocorport College横浜キャンパス」を開設したのを皮切りに、2023年1月31日現在で、自立訓練(生活訓練)事業所を首都圏(1都3県)22か所・大阪府1か所(プレオープン6か所を含む。)の計23か所を運営しております。

(注) 2020年10月2日～2021年10月1日に、当社の就労移行支援サービスを利用して就職した方の中で、6か月以上継続して就労した方の割合

■ 拠点数推移



■ 就職実績推移



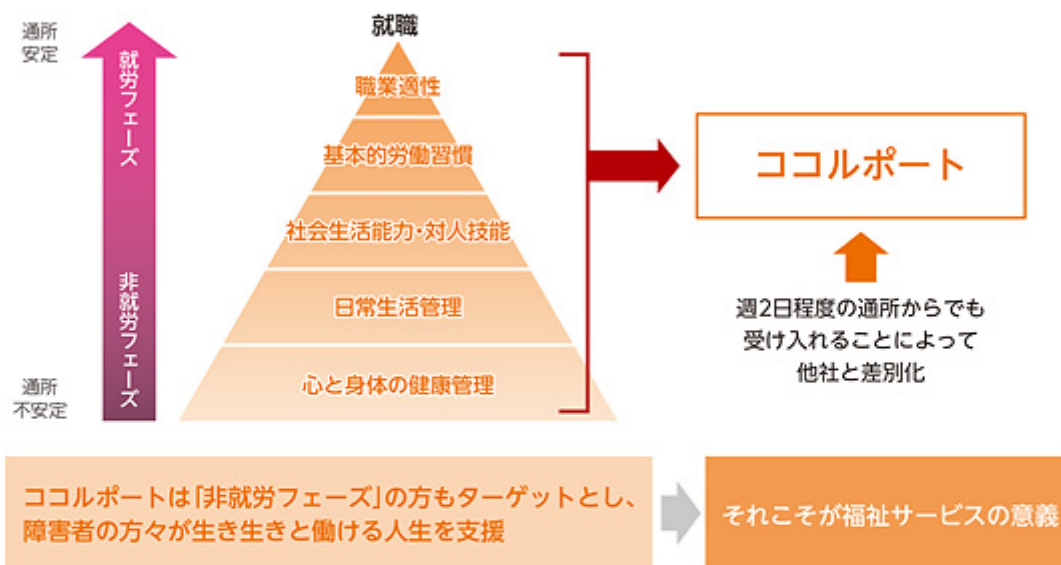
*定着率:当社の就労移行支援サービスを利用して就職した方の中で、6か月以上継続して就労した方の割合

5 経営戦略

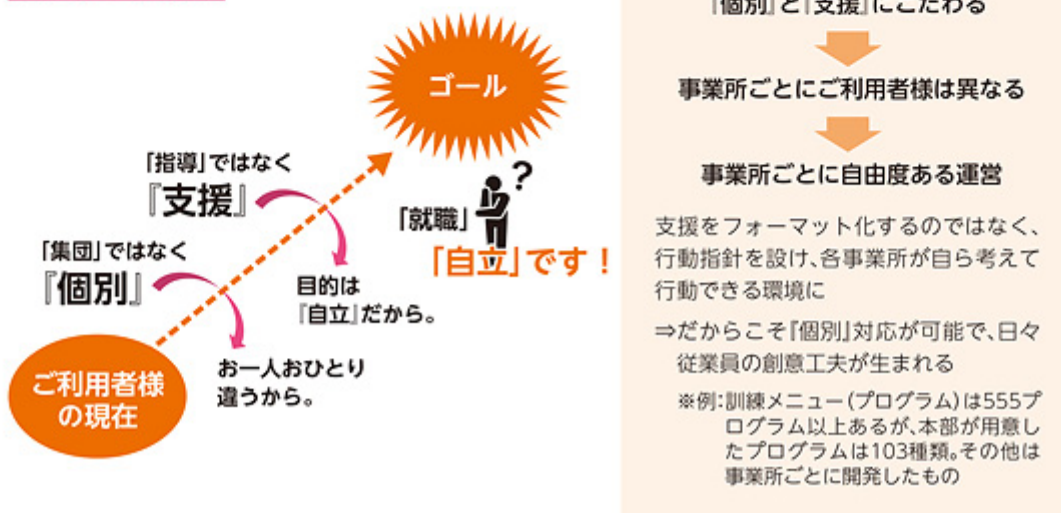
当社は、「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」「自立訓練（生活訓練）サービス」を、①非就労フェーズ（通所が週2日程度で職業準備性が低い）の障害者も含めた幅広い受け入れを行うことで「ターゲット」を差別化し、②様々な悩みや不安、課題を抱える障害のある方一人ひとりに適した支援を徹底的に提供（「個別」と「支援」）することでそれを可能にし、③ドミナント展開を行うことで経営資源を効率的に活用してまいります。

また、④引きこもりという社会課題解決のために事業化した「Cocorport College」の卒業生が、コルポートが運営する就労移行支援事業所へ通所するという事業シナジーを生んでおります。

幅広い受け入れ



「個別」と「支援」



6 業績等の推移

提出会社の経営指標等

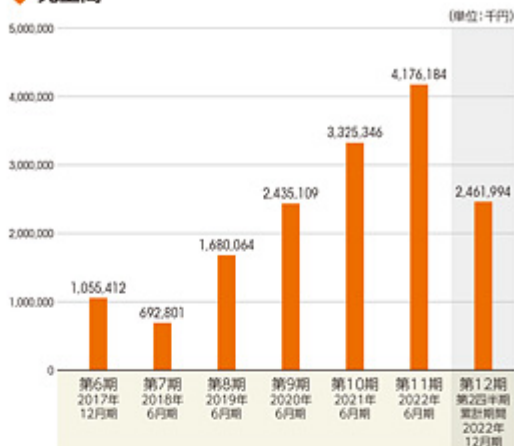
(単位:千円)

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2017年12月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2022年12月
売上高	1,055,412	692,801	1,680,064	2,435,109	3,325,346	4,176,184	2,461,994
経常利益又は経常損失(△)	△54,941	897	△56,087	117,861	274,277	372,768	316,536
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	△67,803	△42,647	△28,648	77,915	200,341	258,746	212,009
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-	-
資本金	9,000	23,801	183,125	183,125	183,125	183,125	183,125
発行済株式総数(株)	900	2,705	320,445	320,445	3,204,450	3,204,450	3,204,450
純資産額	△28,434	△56,574	74,100	152,016	352,357	611,104	823,114
総資産額	396,937	500,756	712,561	830,371	1,158,511	1,435,478	1,662,762
1株当たり純資産額(円)	△31,593.36	△20,914.88	23.12	47.44	109.96	190.70	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-	-	-
1株当たり中間配当額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△75,337.37	△43,089.04	△9.56	24.31	62.52	80.75	66.16
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益(円)	-	-	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	△7.2	△11.3	10.4	18.3	30.4	42.6	49.5
自己資本利益率(%)	-	-	-	68.9	79.4	53.7	-
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-	-	-
配当性向(%)	-	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	△94,185	6,339	141,638	176,197	277,424
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	△59,750	△51,057	△149,556	△119,910	△68,530
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	192,317	8,936	△24,484	△79,513	△106,116
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	138,596	102,815	70,412	47,186	149,964
従業員数(人)	160	184	277	368	487	587	-

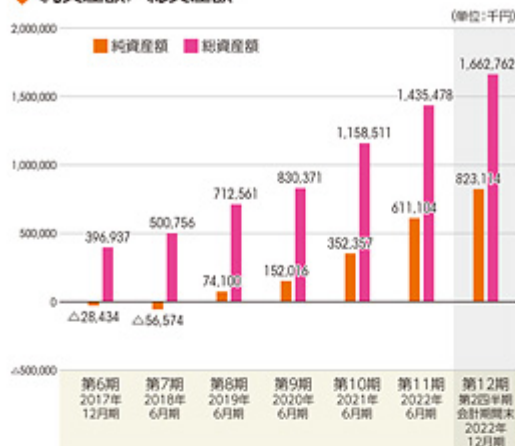
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期、第12期第2四半期累計期間及び第12期第2四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第6期については、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第7期及び第8期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第9期、第10期、第11期及び第12期第2四半期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 第6期、第7期及び第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時従業員数は、当該臨時従業員数の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
10. 第7期は、決算期変更により2018年1月1日から2018年6月30日までの6か月間となっております。
11. 第8期、第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。なお、第10期及び第11期の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第8期及び第9期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
- また、第12期第2四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。
- 第6期及び第7期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。なお、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
12. 第12期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第12期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第12期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
13. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
14. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1)の部」の作成上の留意点について(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第6期、第7期、第8期及び第9期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2017年12月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2022年12月
1株当たり純資産額(円)	△31.59	△20.91	23.12	47.44	109.96	190.70	-
1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△75.34	△43.09	△9.56	24.31	62.52	80.75	66.16
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益(円)	-	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-	-	-	-	-
1株当たり中間配当額(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

売上高



純資産額／総資産額



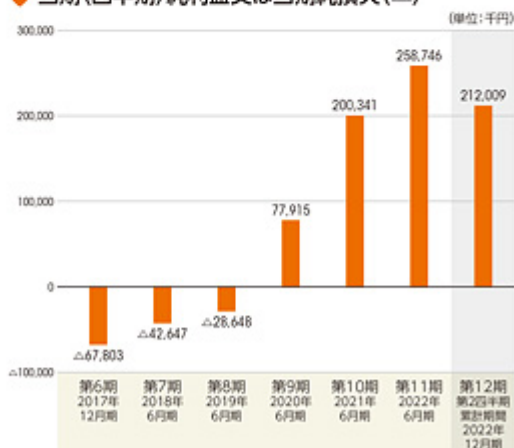
経常利益又は経常損失(△)



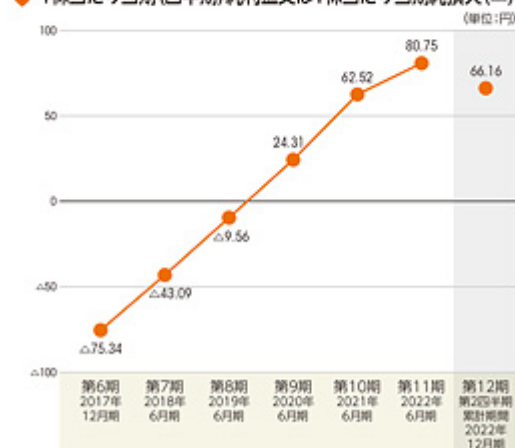
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 1. 第7期は、決算期変更により2018年1月1日から2018年6月30日までの6か月間となっております。

2. 2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、上記1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)のグラフにつきましては、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期、第12期第2四半期累計期間及び第12期第2四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2017年12月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
売上高 (千円)	1,055,412	692,801	1,680,064	2,435,109	3,325,346	4,176,184
経常利益又は 経常損失 () (千円)	54,941	897	56,087	117,861	274,277	372,768
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	67,803	42,647	28,648	77,915	200,341	258,746
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	9,000	23,801	183,125	183,125	183,125	183,125
発行済株式総数 (株)	900	2,705	320,445	320,445	3,204,450	3,204,450
純資産額 (千円)	28,434	56,574	74,100	152,016	352,357	611,104
総資産額 (千円)	396,937	500,756	712,561	830,371	1,158,511	1,435,478
1株当たり純資産額 (円)	31,593.36	20,914.88	23.12	47.44	109.96	190.70
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 () (円)	75,337.37	43,089.04	9.56	24.31	62.52	80.75
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	7.2	11.3	10.4	18.3	30.4	42.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	68.9	79.4	53.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	94,185	6,339	141,638	176,197
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	59,750	51,057	149,556	119,910
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	192,317	8,936	24,484	79,513
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	138,596	102,815	70,412	47,186
従業員数 (人)	160	184	277	368	487	587

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第6期については、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第7期及び第8期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失

であるため記載しておりません。第9期、第10期及び第11期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

6. 第6期、第7期及び第8期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時従業員数は、当該臨時従業員数の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
10. 第7期は、決算期変更により2018年1月1日から2018年6月30日までの6か月間となっております。
11. 第8期、第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。なお、第10期及び第11期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第8期及び第9期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
第6期及び第7期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。なお、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
12. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
13. 当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第6期、第7期、第8期及び第9期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2017年12月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
1株当たり純資産額 （円）	31.59	20.91	23.12	47.44	109.96	190.70
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 （円） （ ）	75.34	43.09	9.56	24.31	62.52	80.75
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 （円）	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当 額） （円）	- （ - ）	- （ - ）	- （ - ）	- （ - ）	- （ - ）	- （ - ）

2【沿革】

当社は、指定障害福祉サービスを提供することを目的として2012年1月に株式会社Melk（現株式会社コルポート）を東京都中央区日本橋に設立、同年3月に神奈川県川崎市川崎区に本社を移転、同年4月に同区内に初めての就労移行支援事業所を開設し、「指定障害福祉サービス事業」（注）1を行ってまいりました。当社設立以降、現在までの沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2012年1月	東京都中央区日本橋に株式会社Melk（現株式会社コルポート）を設立（資本金1,000千円）
2012年3月	神奈川県川崎市川崎区に本社を移転
2012年4月	神奈川県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Melk川崎Office（現Cocorport川崎Office）」を開設し、「就労移行支援サービス」（注）2を開始
2013年9月	神奈川県にて初めてとなる障害児通所支援事業所「Bloom petitセンター北教室」を開設
2014年7月	創起株式会社を持株会社として設立し、創起株式会社への株式移転による100%子会社への変更
2014年8月	千葉県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Melk船橋Office（現Cocorport船橋Office）」及び「Melk千葉Office（現Cocorport千葉Office）」を開設 創起株式会社が就労移行支援事業を営む株式会社BARKの株式を譲受し、同社を創起株式会社の子会社へ変更
2015年7月	障害児通所支援事業所「Bloom petitセンター北教室」を株式会社ブルームへ事業譲渡
2016年2月	東京都にて初めてとなる就労移行支援事業所「Melk町田駅前Office（現Cocorport町田駅前Office）」を開設
2016年6月	創起株式会社が子会社として指定計画相談支援事業の株式会社Growを設立
2016年7月	創起株式会社の子会社である就労移行支援事業の株式会社BARKを吸収合併
2016年10月	埼玉県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Melk大宮Office（現Cocorport大宮Office）」を開設
2018年5月	創起株式会社を吸収合併 株式会社Growを吸収合併し、2018年6月より当社にて「指定計画相談支援サービス」（注）2を開始
2018年7月	NPO法人未来サポート協議会より就労移行支援事業を譲受し、福岡県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Melk天神駅前Office（現Cocorport天神駅前Office）」を開設
2018年10月	「就労定着支援サービス」（注）2を開始
2019年10月	株式会社Melkを株式会社コルポートに社名変更
2020年4月	「自立訓練（生活訓練）サービス」（注）2を開始、神奈川県にて初めてとなる自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College川崎キャンパス」「Cocorport College横浜キャンパス」を開設
2020年10月	プライバシーマーク取得
2021年4月	東京都にて初めてとなる自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College町田キャンパス」「Cocorport College八王子駅前キャンパス」を開設 千葉県にて初めてとなる自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College千葉キャンパス」「Cocorport College新松戸駅前キャンパス」を開設 埼玉県にて初めてとなる自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College大宮キャンパス」「Cocorport College川越駅前キャンパス」を開設
2021年5月	大阪府にて初めてとなる就労移行支援事業所「Cocorport大阪梅田Office」「Cocorport大阪なんば駅前Office」及び「Cocorport大阪京橋Office」を開設
2021年7月	愛知県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Cocorport名古屋駅前Office」及び「Cocorport名古屋金山駅前Office」を開設
2022年5月	兵庫県にて初めてとなる就労移行支援事業所「Cocorport尼崎Office」を開設

（注）1．本書では法律用語である「障害」という表記を用いております。

2．当社が提供する各サービスは、障害者総合支援法に定められた「指定障害福祉サービス」です。

「就労移行支援サービス」は、障害のある方が就労に向けたトレーニングを行い、働くために必要な知識やスキルを習得し、就職後も職場に定着できるようサポートを行うサービスです。

「指定計画相談支援サービス」は、障害のある方が自分らしく生活していくために福祉サービス利用についての相談と目標に合わせた計画を作成するサービスです。

「就労定着支援サービス」は、一般就労をしている障害のある方が長く職場に定着できるよう、障害のある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

「自立訓練(生活訓練)サービス」は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などのサポートを行うサービスです。

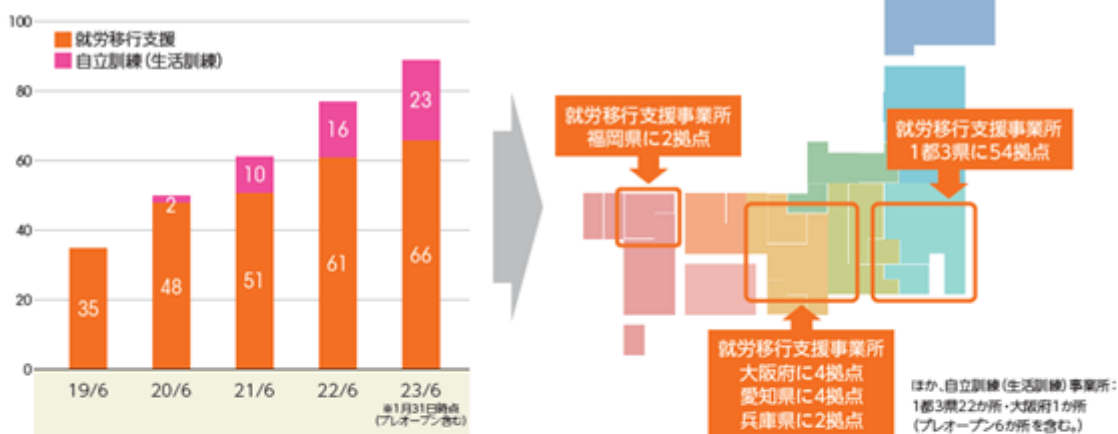
3【事業の内容】

当社は、創業以来、「指定障害福祉サービス事業」を行っており、主たるサービスである「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」のほか、「自立訓練（生活訓練）サービス」を提供しております。

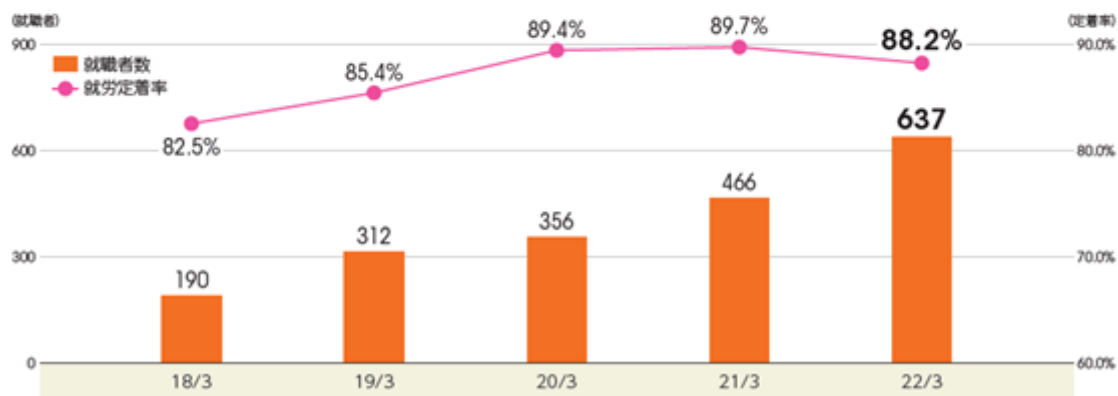
主たるサービスである「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」のこれまでの実績といたしましては、2012年4月に神奈川県川崎市川崎区に就労移行支援事業所「Cocorport川崎Office」を開設したのを皮切りに、首都圏（1都3県）を中心に拠点を拡大し、2023年1月31日現在で、就労移行支援事業所を首都圏（1都3県）54か所、大阪府4か所、愛知県4か所、福岡県2か所、兵庫県2か所の計66か所（就労定着支援事業所は就労移行支援事業所内にて運営しており、2023年1月31日現在で53か所）まで拡大しております。就職者数は累計2,900名以上を輩出し、就労定着率は88.2%（注）1となっております。また、指定計画相談支援事業所は首都圏（1都3県）4か所（就労移行支援・自立訓練（生活訓練）事業所内にて運営）、福岡県1か所の計5か所となっております。また「自立訓練（生活訓練）サービス」のこれまでの実績といたしましては、2020年4月に神奈川県川崎市幸区に自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College川崎キャンパス」、神奈川県横浜市西区に自立訓練（生活訓練）事業所「Cocorport College横浜キャンパス」を開設したのを皮切りに、2023年1月31日現在で、自立訓練（生活訓練）事業所を首都圏（1都3県）22か所・大阪府1か所（プレオープン6か所を含む。）の計23か所を運営しております。

（注）1．2020年10月2日～2021年10月1日に、当社の就労移行支援サービスを利用して就職した方の中で、6か月以上継続して就労した方の割合

■ 拠点数推移



■ 就職実績推移



※定着率: 当社の就労移行支援サービスを利用して就職した方の中で、6か月以上継続して就労した方の割合

今後も、当社の理念である「私たちは一人ひとりの可能性を信じ、自分らしさと笑顔あふれる社会を共創します。」を実現するため、一人ひとりに適した支援を徹底的に提供するという『「個別」と「支援」』にこだわりながら、「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」で培ったノウハウを生かし、2020年4月から新たに提供している「自立訓練（生活訓練）サービス」の拡大を行っていきます。

当社は、「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、主なサービスについてその特徴を記載します。

（就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス）

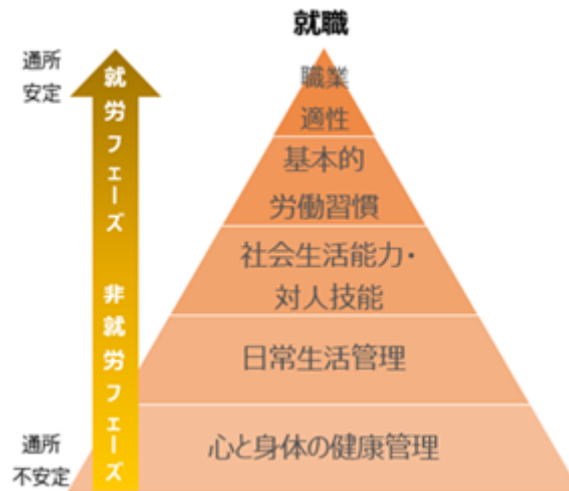
「就労移行支援サービス」とは、障害者総合支援法に定められた「指定障害福祉サービス」の一つであり、障害のある方が就労に向けたトレーニングを行い、働くために必要な知識やスキルを習得し、就職後も職場に定着できるサポートを行うサービスであります。

（特徴）

幅広い受け入れ

非就労フェーズ（通所が週2日程度で職業準備性（注）2が低い）の障害者も含めた幅広い受け入れを行っております。

（注）2．下記ピラミッド図で表現され、職種や障害を問わず、働く上で必要とされるものを身につけ、準備すること



・週2日程度の通所からでも支援

週4日以上通所から受け入れる就労移行支援事業所が一般的ですが、個別支援を通じて少ない通所数からでも就職に導くノウハウが蓄積されており、本人の就労に向けての意志と行政の受給者証が発行されれば区別なく受け入れております。

集団ではなく『個別』

一人ひとりの障害種別、性別、年齢、状態、個性に応じた支援を行っているため、『個別』で支援をするべきと認識しております。そのため以下のような特徴があります。

イ．プログラム数は555種類以上

一人ひとりに合った多種多様なプログラムを用意しております。



ロ．プログラムによる支援と個別支援を同時に実施

一般的な就労支援事業所では、プログラムが実施されているときは全員プログラムに参加するのが一般的です。コルポートではそのような運用は行わず、一律ではなく、利用者の意志と状況により柔軟に支援方法（プログラムによる支援やプログラムに参加しない方には個々人の状況に合ったトレーニングに対する支援）を変えております。

指導ではなく『支援』

利用者が将来自立して生活していけるように自己決定を尊重しております。例えば、プログラムに参加するかしないかは利用者に自己決定していただいております。また、利用者から「どうしたらいいか教えてください」

という質問に対しても、「～をしてください」ではなく、「AとBとCという方法がありますが、どうされますか」というように指導ではなく、相手に決定していただく『支援』を実施しております。

つまり、自立を最終目的とした考えに基づき、指導ではなく『支援』を徹底しております。

その他

・きめ細かな初期定着支援

本格的な定着支援が始まる入社後6か月までの間が職場定着に最も重要な期間と考えております。入社後1か月間はほぼ毎週の面談を実施、その後徐々に面談回数を減らしていき、入社後6か月以降は就労定着支援サービスに引き継いでおります。

「就労定着支援サービス」とは、2018年4月に新たに創設された障害者総合支援法に基づく「指定障害福祉サービス」の一つであり、一般就労をしている障害のある方が長く職場に定着できるよう、障害のある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスであります。障害のある方が就職した後も、笑顔で長く働き続けられるよう、「就業面」はもちろん、「生活面」や「体調面」も含めて、土台からしっかりサポートするところが特徴で、そのために月1回以上の面談を行っております。

「指定計画相談支援サービス」とは、障害のある方が自分らしく生活していくために福祉サービス利用についての相談と目標に合わせた計画を作成するサービスであります。

（自立訓練（生活訓練）サービス）

「自立訓練（生活訓練）サービス」とは、障害者総合支援法に定められた「指定障害福祉サービス」の一つであり、障害のある方が自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、生活能力の維持・向上のための訓練や助言などのサポートを行うサービスであります。

（特徴）

社会課題である「引きこもり」の解消を意図し、2020年4月より自立訓練（生活訓練）サービスを開始し、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「Cocorport College」という。）を開設いたしました。障害特性が要因で社会に馴染めない非就労フェーズの方々を支援することにより、就労移行支援サービスにつながり、また、就労移行支援サービスの提供を通じて、「引きこもり」であった方々が就職し、社会的自立ができるようになります。

イ．Cocorport Collegeという名称

本人や家族の方々にとって受け入れやすい名称にしております。

ロ．社会性を身に付けていただくことにフォーカス

いわゆる学習指導する学校ではなく、社会性を身に付けていただけるように、自己決定を尊重し、小さな意思決定を積み重ねられるような支援をしております。

ハ．豊富なプログラム

様々な障害のある方々を支援できるように、現在300種類以上のプログラム（注）を用意しております。

（注）プログラムは以下5つのカテゴリーで構成



二．多様な進路

当社のノウハウを生かし、一般就労、就労移行支援、就労継続支援A型(注)1、就労継続支援B型(注)2、など様々な進路に向けて支援をしております。

- (注)1. 就労継続支援A型は、障害や難病のある方が、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある職場で働くことができる福祉サービス
2. 就労継続支援B型は、年齢や体力などの面で雇用契約を結んで働くことが困難な方が、軽作業などの就労訓練を行うことができる福祉サービス

ホ. 就労移行支援サービスとのシナジー効果

卒業後は、就労移行支援事業所に通所される方が多くなる予定です。結果として、当社就労移行支援サービスとのシナジー効果が期待できます。

当社サービスの全体的な流れは以下のとおりであります。

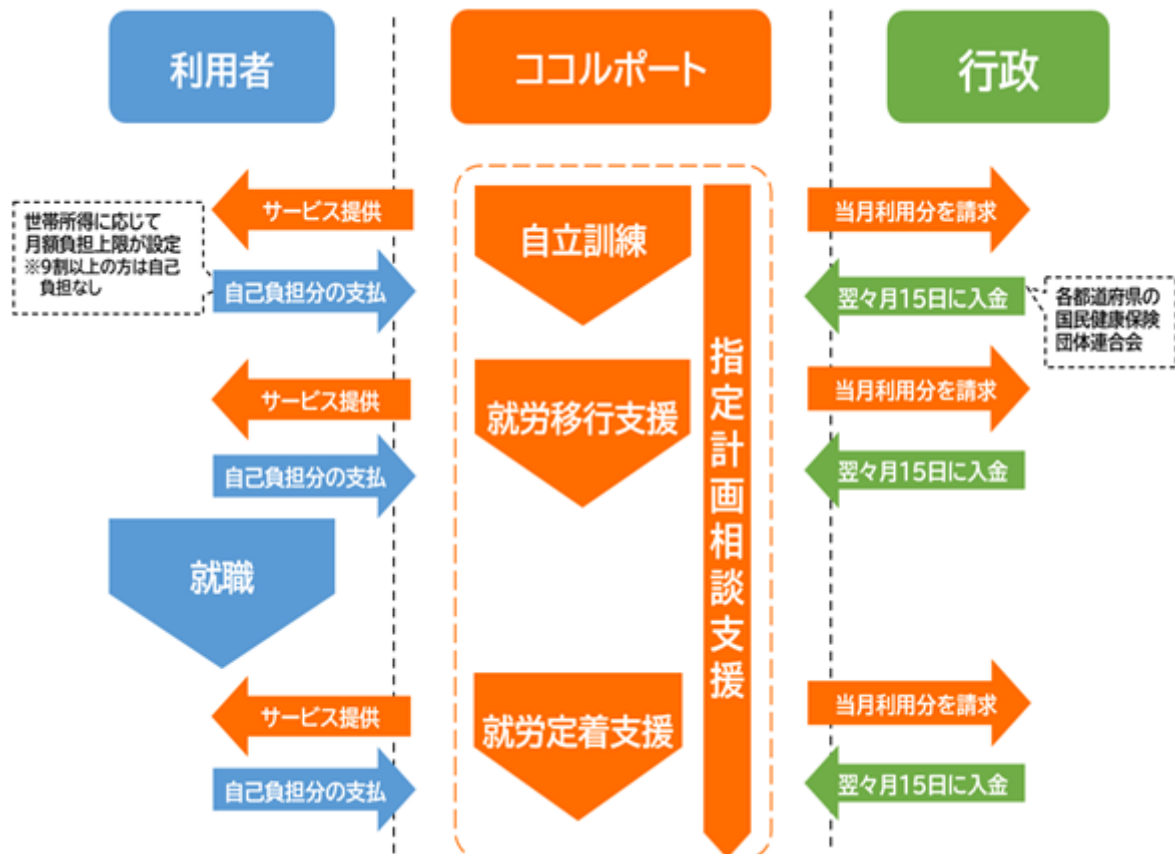


流れ	内容及び特徴
集客	<ul style="list-style-type: none"> 行政、各種支援機関、医療機関、各種学校からの紹介・問い合わせ ホームページ、WEB広告、求人広告などからの問い合わせ
自立訓練（生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> 開所時間は10時～15時（昼食時間は12時～13時） 利用者個々のニーズに沿ったきめ細やかな個別支援 生活・コミュニケーション・研究・イベント・仕事の5つのカテゴリーから300種類以上の豊富なプログラムを開発・実施 一般企業、特例子会社（注）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 など様々な進路先 行政、各種支援機関、医療機関、各種学校との連携を密に実施
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 開所時間は10時～15時（昼食時間は12時～13時） 利用者個々のニーズに沿ったきめ細かな個別支援 555種類以上のプログラムを開発・実施 行政、各種支援機関、医療機関との連携を密に実施
就職	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークへの同行など寄り添うかたちでの就職先選び、アドバイス 就職先企業開拓（障害者職業斡旋会社と提携・連携） 応募書類のアドバイス 模擬面接を通じた面接対策
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問や来所による利用者との定着面談、アドバイス 企業への定着支援・アドバイス
指定計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 指定計画相談支援サービスは自立訓練（生活訓練）から就労定着支援までの期間において随時実施

（注） 特例子会社とは、障害のある方の雇用の促進、そして安定を図るために設立された会社

当社の「指定障害福祉サービス事業」は障害のある方がサービスを利用して、行政及び利用者から報酬を受領するビジネスモデルとなっております。以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
627	36.2	2.6	3,897

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均臨時従業員数は、当該臨時従業員数の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、各種インセンティブ及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 最近日までの1年間において従業員が104名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

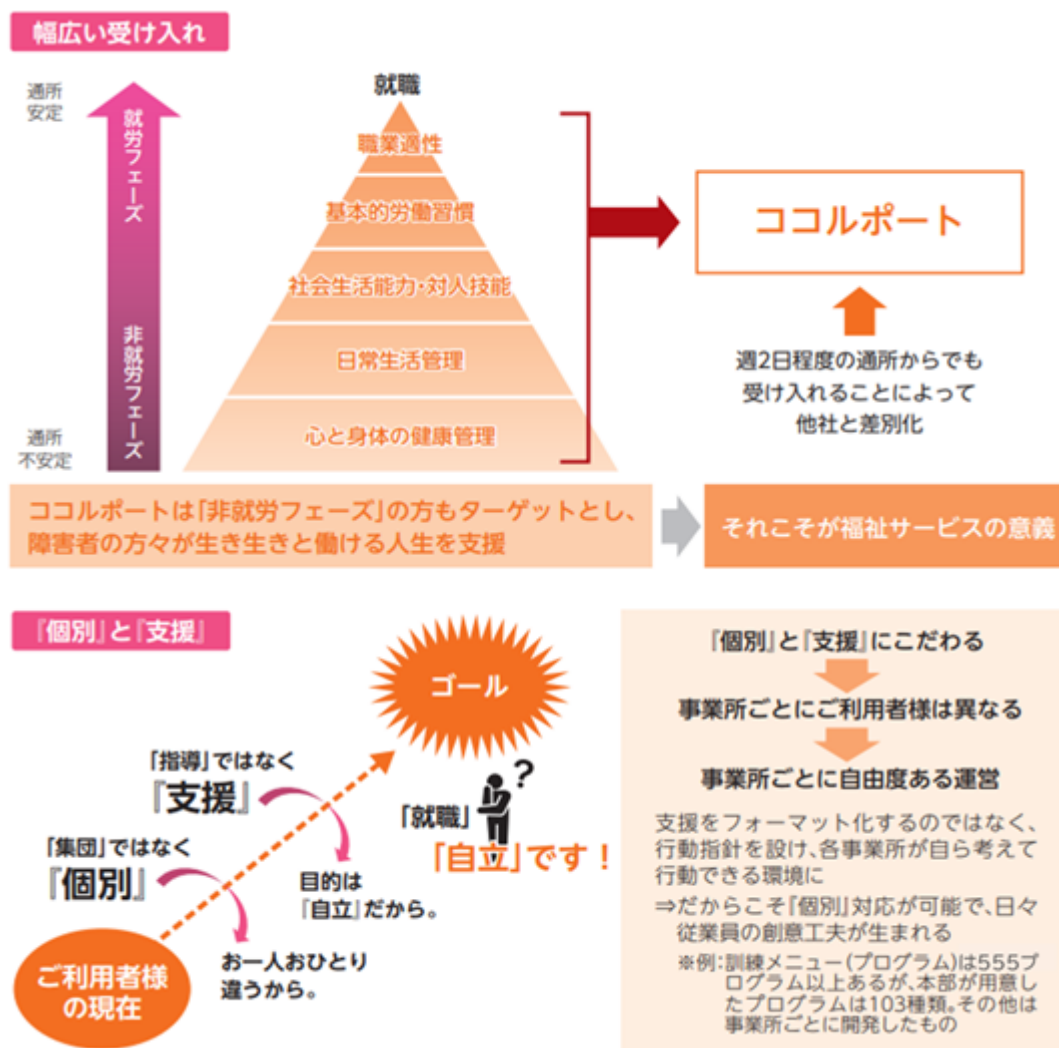
文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「私たちは一人ひとりの可能性を信じ、自分らしさと笑顔あふれる社会を共創します。」という理念のもと、障害のある方々が生き生きと働き続けられることができるように「一人ひとりに適した支援（個別支援）」をすることを会社の経営の基本方針としております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス」「自立訓練（生活訓練）サービス」を、非就労フェーズ（通所が週2日程度で職業準備性が低い）の障害者も含めた幅広い受け入れを行うことで「ターゲット」を差別化し、様々な悩みや不安、課題を抱える障害のある方一人ひとりに適した支援を徹底的に提供（「個別」と「支援」）することでそれを可能にし、ドミナント展開を行うことで経営資源を効率的に活用してまいります。また、引きこもりという社会課題解決のために事業化した「Cocorport College」の卒業生が、コルポートが運営する就労移行支援事業所へ通所するという事業シナジーを生んでおります。



(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、売上高及び経常利益を重要な経営指標と位置付けております。そして、重要な財務経営指標である売上高と経常利益成長を判断するための重要な非財務経営指標を事業所数、利用者数（通所数）、就職者数、定着者数（定着率）として各経営課題に取り組んでおります。

事業所数、利用者数（通所数）、就職者数、定着者数（定着率）を重要な非財務経営指標と考えている理由は以下のとおりであります。

事業所数、利用者数（通所数）	当事業では、1つの事業所でサービスを提供できる利用定員数が「障害者総合支援法」に基づく省令で定められているため、売上高の成長には事業所数の拡大を進める必要があります。また、利用者数（通所数）は売上高を構成する基本単位となるため、成長を判断するための重要な非財務経営指標としております。
就職者数、定着者数（定着率）	就職者数及び定着者数の向上は、次年度以降の基本報酬単価決定の算定基礎となり、報酬単価（売上単価）の向上となるため、成長を判断するための重要な非財務経営指標としております。

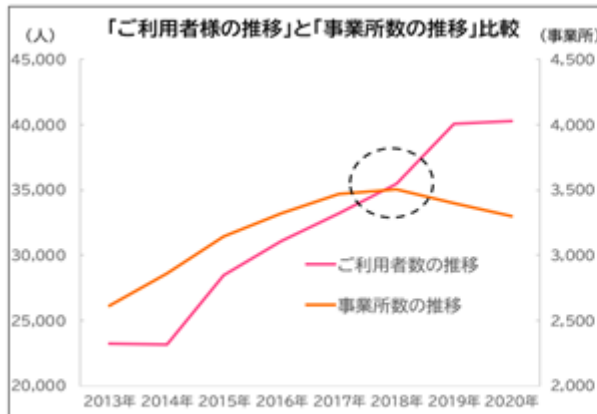
(4) 経営環境

日本における障害者数は増加傾向にあり、内閣府「令和3年度版障害者白書」によれば964.7万人となっております。こうした社会環境の下、企業や国・地方公共団体が達成を義務付けられている障害者の法定雇用率は段階的に引き上げられ、2021年3月には2.3%となっております。（参考：1976年時点の法定雇用率は1.5%）。また、2018年には精神障害者が障害者雇用義務の対象に加わり、厚生労働省「令和4年 障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業における雇用障害者数「61万3,958人」、実雇用率「2.25%」はともに過去最高を更新しております。一方で、実雇用率は2.25%と法定雇用率2.3%に届かず、また法定雇用率達成企業の割合は48.3%となっていることもあり、今後も障害者雇用の拡大は見込まれております。

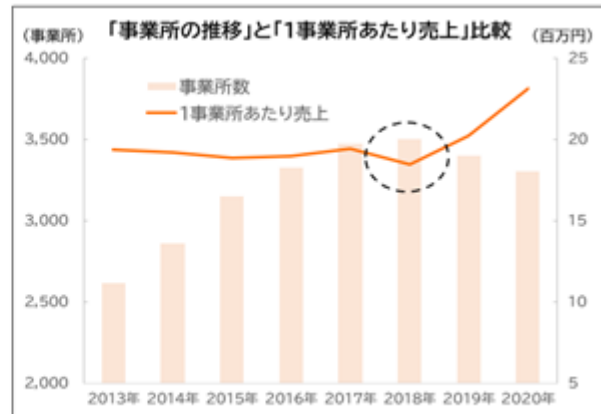
こうした社会環境下において、就労移行支援サービスは、質の高いサービスを提供する必要性が求められるようになり、多くの就職者数を輩出するなど、より成果を出した事業所に報酬単価向上を通じて報いる流れが進んでおります。指定障害福祉サービスにおける報酬額は、厚生労働省において「就労移行支援サービス」と「自立訓練（生活訓練）サービス」といったサービス毎に定められておりますが、「就労移行支援サービス」の報酬単価は、2018年4月の報酬改定以降、利用者の就職後の就職定着実績に応じて基本報酬が大きく増減するように変更されております。

「就労移行支援サービス」については、この報酬単価改定の影響によって就職者を輩出できない事業所は報酬単価の減少により利益率が悪化し、その影響により就労移行支援事業所数は減少するものの、サービス需要は減少することなく維持された状態（注）にあります。一方で、就職者を多く輩出する事業所は、今まで以上に高い利益率を獲得することになるため、利益率が改善する事業所と利益率が悪化して市場から退出せざるを得ない事業所の2極化が進み、就職者を多く輩出する「支援の質が高い」事業者は、マーケットシェアを拡大していくと考えられます。

（注） 厚生労働省 社会福祉施設等調査：結果の概要



出典：厚生労働省「社会福祉施設等調査：結果の概要」より当社作成



出典：厚生労働省「障害福祉分野の最近の動向」/「社会福祉施設等調査：結果の概要」より当社作成

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、法令を遵守し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、継続的に企業価値を高めていく上で、以下の項目を重要課題として取り組んでまいります。

知名度の向上

当社は、「指定障害福祉サービス」を行っておりますが、事業内容の認知度はまだまだ高いとは言えず、今後は当社の事業をより浸透させることが求められます。当社は、非就労フェーズ（通所が週2日程度で職業準備性が低い）の障害者も含めた幅広い受け入れを行っているため、知名度向上が利用者獲得（紹介）の機会増につながるものと考えており、1人でも多くの障害のある方に自立に向けた支援を提供することを通じて、自分らしく前向きに地域社会へ参加する人が増えるように取り組んでまいります。

人材の確保と社員育成

当社における事業はすべて障害のある方に対する直接的な支援であり、重要指標である利用者数（通所数）、就職者数、定着者数（定着率）等を継続的に保つための最大の要素は、高品質なサービスを提供できる人材の質であるとの認識から、人材の「採用と育成」に大きな経営資源を割いております。そのため、コルポートの理念に共感していただける人材の継続的確保及び定着化を重要な課題の一つとして認識しております。

就労定着支援サービスの強化

当社の就労定着支援サービスにおきましては、当社サービスを経て就職をした利用者が、その職場で長く働き自立することができるようになるまで支援することが必要であると認識しております。当社では、笑顔で長く働き続けられるよう、「就業面」はもちろん、「生活面」や「体調面」も含めて、土台からしっかりサポートするため月1回以上の面談を必須にするなど、今後も一層の支援を図ってまいります。

自立訓練（生活訓練）サービスの強化

2020年4月からサービス提供を開始している自立訓練（生活訓練）サービスを強化することは、社会課題である引きこもりの解消につながると考えております。また、就労移行支援サービス利用前段階の方（就職までまだ考えられない方）を自立訓練（生活訓練）サービスで受け入れることにより、自立訓練（生活訓練）サービス利用終了後に就労移行支援サービス（就職後は就労定着支援サービス）を提供することによって、より一体としてサービスを提供できるようになり、それが利用者へのより大きな付加価値提供につながると認識しております。自立訓練（生活訓練）サービスの強化は、各種サービスの利用者獲得などのシナジー効果を高めるものと考えております。

事業基盤の強化

・事業所数の拡大

当社事業は、1つの事業所でサービスを提供できる利用定員数が「障害者総合支援法」に基づく省令で定められている中、当社は、3[事業の内容]に記載のとおり、就労移行支援サービス及び自立訓練（生活訓練）サービス共に事業所数を拡大してきておりますが、今後の継続的な事業の成長には、一層の事業所数拡大を進める必要があると考えております。

・提供サービスの質の向上

今後継続的に事業所開設を行う際に、どの事業所でも質の高いサービスを提供するためには、一人ひとりごとに異なる悩みや不安、課題に寄り添った個別支援（一人ひとりに適した支援）の徹底が必要になります。そのために、研修を充実させ、行動指針の浸透を図っておりますが、今後一層強化し、各事業所に浸透させる必要があると考えております。

・地域・関係機関との連携強化

障害のある方の個別最適なサービスを提供するために、行政・クリニック・支援機関といった社会資源への働きかけも重視しております。社会資源からの紹介を通じて、障害のある方に当社の質の高いサービスを利用していただき、障害のある方の就労移行実績を継続的に示すことで、社会資源からの紹介を更に増やせるものと考えております。今後もドミナント展開を徹底し、地域・関係機関との連携を強化することは重要な課題であると考えております。

事業関連法令の遵守

当社が展開する事業は、各種法令及び制度に基づいたサービス提供であり、障害者総合支援法及びその関連法令の遵守が事業継続の前提となります。当社では、これらの法令に基づき事業活動を行う中で、今後の法改正に柔軟に対応しつつ、持続可能な指定障害福祉サービス体制の構築を推進してまいります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、持続的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。当社では、業務執行に対する監督体制を強化することにより透明性の高い経営を目指すとともに、内部統制機能の強化及びコンプライアンス遵守を推進し、企業価値の持続的向上を実現する体制の構築に努めております。具体的には、社外取締役の活用や監査役会、会計監査人、内部監査室の連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮できる体制を整えております。今後におきましても、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより内部管理体制の強化を図り、リスク管理の徹底とともに強固なコンプライアンス体制の構築に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策については、利用者の安全を考慮し、通所支援サービス提供時においては、検温やアルコール消毒などの徹底を行います。また、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される状況下においては、在宅支援サービスを提供するなど、利用者の安全を考慮しながらサービスが継続的に提供できるように努めております。

財務上の課題

財務上の課題については、安定的に営業キャッシュ・フローを獲得できており、財務基盤は安定していると考えています。今後とも新規事業所開設に伴う投資活動を継続する予定ですが、資金需要は自己資金及び営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とした財務基盤を維持しており、現時点で優先的に対処すべき財務上の課題はありませんが、上記事業上の課題に対する対処及び継続的な設備投資を実行できるよう、投資と内部留保の適切なバランスを検討し、事業の営業キャッシュ・フローの改善等に対処するなど、財務体質のさらなる強化に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から、当社として必ずしも主要なリスクとは考えていない事項も含まれております。

当社としては、これらのリスクを予め十分に把握した上で、発生の予防及び対処に万全を期す所存であります。投資判断につきましては本項記載以外のもも含めて慎重に検討していただきたいと思っております。また、これらのリスク項目は、本書提出日現在において、当社が判断したものであり、発生の可能性のあるリスクの全てを網羅するものではありませんのでご留意願います。

なお、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

法的規制等について

(顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：法改正時、影響度：大)

当社は、事業活動を行う上で、障害者総合支援法等、様々な法規制の適用を受けておりますが、これらの法規制を遵守するため、法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等の情報を遅滞なく収集し、かつ、これらの法規制に抵触することのないように監督官庁と適宜連絡や確認を取りながら事業を進めております。しかしながら、何らかの事情により法規制に抵触する事態が生じた場合、事業活動への制約が生じ、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。特に当社事業は、障害者総合支援法に基づき国及び各都道府県・市町村から報酬を得るサービスであり、当該報酬制度は3年に1回改定が行われるため、想定を超える改定が行われた場合、報酬単価に影響し、当社の売上高、損益及び財務状況に重要な影響を与える可能性があります。

なお、各事業所は、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長から設置の指定（6年ごとの更新）を受けるものであり、その中でも就労移行支援事業所、自立訓練（生活訓練）事業所の指定には人員、設備及び運営に関する基準が規定されており、これらの規定に従って営業する必要があります。当社の提供する「指定障害福祉サービス事業」に必要な指定は、以下のとおりです。

取得	所轄官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社 各事業所	都道府県等	指定障害福祉 サービス	障害者総合支援法の就労移行支援	6年毎の 更新	障害者総合支援法第50条 (指定の取消し等)
			障害者総合支援法の就労定着支援		
			障害者総合支援法の自立訓練（生活訓練）		障害者総合支援法第51条の 29の2（指定の取消し等）
			障害者総合支援法の特定相談支援		

指定は事業所単位で取得しており、法人全体として組織的な不正が認められるといった場合を除き、指定の取消等についても事業所毎に検討されます。現時点において、当社の運営する事業所に指定取消や営業停止は発生しておりませんが、今後何らかの原因によりこれらの指定が取消された場合や営業停止となった場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

特に、就労移行支援事業所、自立訓練（生活訓練）事業所が指定を受ける際の利用定員については、「障害者総合支援法」に基づく省令（注）1にて、「事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないが、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない」ことが定められております。

また、厚生労働省の通知（注）2にて、報酬の減算対象は、単日で定員の150%、3か月の平均が定員の125%をそれぞれ超過する場合と定められております。そして、各都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また、指導に従わず、減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取消しを検討することと定められており、その運用は各自治体に委ねられております。

さらに、厚生労働省の通知（注）3には、「原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されること」を前提として、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、利用定員を超過することが可能である旨定められております。

当社では、法規制への抵触リスクを低減するために上記省令及び各種通知等に抵触することのないように各自治体と適宜連絡や確認を取りながら事業を進めておりますが、今後、各自治体の運用方針や通知事項が変更され、何らかの事情により当社が遵守できない事態が生じた場合、これまでどおりの運営が困難となり、影響を受けた当該事業所の売上の減少等により、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

- (注) 1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日 障発第1031001号）
3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日 障発第1206001号）

競合について

(顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が属する指定障害福祉サービス業界は、提供するサービス内容が人材の質に左右される傾向の強い業種であるため、当社の持つ採用力や人材育成のノウハウは短期間で構築することは難しいと考えております。当社では、中長期的な経営戦略（幅広い受け入れ「個別」と「支援」ドミナント展開）を実行することで、競合に対する優位性を確保しながら事業を進めておりますが、本書提出日現在においては、サービス提供エリアにおける競争環境は激化する兆しもあり、更なる競合他社の事業の拡大や新規参入等によって他社に優位性を奪われた場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

特定サービスへの依存について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：法改正時、影響度：大)

当社の主力サービスは就労移行支援サービスであり、その売上高の構成比は2022年6月期で88.5%となっております。今後は新規事業である自立訓練（生活訓練）サービスの展開を進めていくことにより就労移行支援サービスに係る売上高の構成比率が低下していくように進めておりますが、当社の運営する就労移行支援事業所に指定取消しや営業停止が発生した場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(2) 事業運営に関するリスク

個人情報保護について

(顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社サービスの特性上、利用者及び保護者の氏名、住所、職業等の個人情報保護法に定められた個人情報を保持しております。当社では、これらの個人情報の保護を重大な経営課題と認識し、個人情報の適正な取得及び厳重な管理のために、2020年にプライバシーマークを取得した上で、社内システムにおいては、不正アクセス等を防止するためのセキュリティ対策・ネットワーク保護施策を行い、また従業員の人為的ミスによる個人情報漏洩を回避するために技術的対策を導入し、全従業員に対しては、各種規程の周知徹底、並びに社内教育を実施し、個人情報漏洩の防止に取り組んでおります。しかしながら、これらの取り組みにもかかわらず、何らかの原因によって個人情報が流出した場合、当社への社会的信用が失墜し、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

新規事業所の開設計画について

(顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、事業所を賃借する形で運営しており、新規開設する事業所の賃借物件の確保については、取引先業者からも幅広く情報入手するように努めておりますが、当社のニーズに合致する条件の物件が必ずしも確保されるとは限りません。また、仮に当社の計画に沿った物件を確保しても計画された利用者数を確保できない場合には、事業所の新規開設が計画どおり行われない可能性があります。当社では、新規開設する事業所の賃借物件及び利用者数確保の検討等、新規開設計画に則した運営に鋭意取り組んでまいりますが、上記の事情により、新規事業所の開設が計画どおり実行できない事態が発生した場合、事業成長のスピードが減速するなど、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

事業所の賃借物件について

(顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、事業所を賃借する形で運営しており、定期建物賃貸借契約に基づく契約期間満了時に再契約できず事業所の運営が継続できない場合、事業所を運営休止せざるを得なくなる可能性があります。そのため、定期建物賃貸借契約の賃借物件については、再契約できない場合を想定し、事業所周辺の物件を恒常的にリストアップするようにしておりますが、契約期間満了までに契約更新ができず、当該事業所に代わる物件を近隣に確保できない場合、事業成長のスピードが減速するなど、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

事業所における事故について

（顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社では、事業所の運営に関し、利用者及びスタッフの安全確保を重大な経営課題として認識し、行政の指導内容に沿った厳格な運用により安全管理に努めております。しかしながら、事業所には机等の什器備品があり、それらに当たったり躓いたりすることで事故が発生する可能性や、事業所で食事提供を行う場合には、冷凍状態から温めてお弁当を提供しているため、食中毒や感染症等が発生する可能性があり、これらの事故が発生した場合、利用者の流出や指定取消しにより、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

大規模な自然災害・感染症について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大）

当社では、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、当社の事業所運営地域は、神奈川県をはじめとした関東地区の割合が高く（本書提出日現在での全事業所数に対する関東地区の合計事業所数の割合は84.5%）、特に関東地区においての台風、地震、津波等の自然災害の発生や、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行が想定を大きく上回る規模で発生した場合には、利用者の通所が困難となること、また政府の方針により事業所を閉所するなどにより、経営成績、財務状況に影響を与える可能性があります。当社としては、台風、地震、津波等の自然災害の発生については、策定しているBCPに則り、利用者及び従業員の安全を最優先に行いながらも事業継続する体制の整備を進めており、また新型コロナウイルス感染症等の感染症の流行に対しては、予め行政と密に連携して通所型訓練と遜色のない在宅型の個別訓練ができる環境を整備し、感染状況を踏まえつつ、即座に利用者の在宅型訓練への切り替え及び従業員の在宅勤務への切り替えを行うことで感染防止できるように取り組んでおります。ただし、事態が長期化し、事業所が開設できなくなった場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

情報システム障害発生について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は今後の事業拡大、業務の効率化を図るためシステム投資を積極的に行う方針であります。システムを活用するに当たっては、適正な情報システム運用環境を整え、また関連規程類の整備や利用者教育を推進することで業務効率化を推進しており、情報システム障害が発生した場合でも、迅速に各事業所の業務の通常化を図る対策と情報システムの冗長化を進める対策をしております。しかしながら、情報システムの利用が進むことで、万が一、大規模なシステム障害が発生し復旧に時間を要する等、何らかの理由でシステムの障害が発生し事業所の運営や本社業務が滞った場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

訴訟等について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社では発達障害や精神障害がある方を主たる対象としたサービスを提供しております。当社はサービスを提供する全従業員に対して教育研修を実施し、多様な状況に対応できるためのマニュアルの整備等により、事故の発生防止や緊急事態に対応できるように取り組んでおります。しかし、利用者の病状の悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

風評等の影響について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の事業は、利用者やその家族に加え、就労先の企業や、行政、教育機関、医療機関等の関係機関、又は地域社会との連携により成り立っております。当社の従業員には、企業理念を浸透させ、コンプライアンスを遵守する意識を高く保つように従業員教育を徹底しております。しかしながら、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

人材の確保及び育成について

（顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が展開する事業は、発達障害や精神障害がある方を主たる対象としたサービスであり、新規拠点の開設に伴い、有資格者を含む専門的な知識や指導技術を持った人材の確保が急務となっております。このため当社では、経験者を対象とした通年での採用活動と並行して、適性を有する新卒学生や未経験者を採用し、研修部門による様々な研修や情報提供を行うことで一から人材を育成するなど、人材の拡充に取り組んでおります。しかしながら、今後、人材の確保と育成が事業所開設のスピードに追いつかない場合や既存人員の流出等が生じた場合、事業成長のスピードが減速するなど、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、企業価値を最大化すべく、事業拡大に遅れることなく従業員の育成、人員の増強を図ることで内部管理体制の一層の充実を図ると共に、コーポレート・ガバナンスの充実を図る施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を整備・運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

特定経営者への依存について

（顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は常勤の取締役3名がそれぞれの管掌領域において業務推進及び連携を図り、全社の事業推進をしております。代表取締役社長佐原敦矢は経営方針や事業戦略の決定など当社の企業活動全般の推進において、取締役岩元勝志は管理部門における業務推進及び社内体制の整備において、取締役長尾吉祐は指定障害福祉サービス事業全般の事業推進及び事業拡大において、重要な役割を果たしております。当社では事業の拡大に伴い各部門における中核従業員の採用や育成及び権限委譲を行い、常勤の取締役に依存しない体制構築を推進し、経営組織の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により常勤の取締役3名の業務遂行が困難となった場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(4) 財務状況に関するリスク

固定資産の減損について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、積極的な新規事業所開設の推進による新規拠点の内装工事や什器備品等の固定資産残高が増加しております。当社では、減損処理が発生しないよう、各拠点の収益管理を徹底し、採算性の悪い拠点に対しては業績回復に向けた対策を講じておりますが、事業所の業績動向によっては、固定資産の減損会計の適用に伴う損失処理が発生し、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

有利子負債について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は運転資金及び新規事業所開設の設備投資資金を金融機関からの借入金で調達しており、2022年6月末時点の有利子負債依存度は19.0%となっております。今後当社としては、資金調達手段の多様化に積極的に取り組むことによりリスクの低減に努める方針ですが、現行の金利水準が変動した場合や計画どおりの資金調達ができなかった場合、当社の事業成長のスピードが減速するなど、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(5) その他のリスク

新株予約権行使による株式価値希薄化について

（顕在化の可能性：大、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストックオプション」という。）を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員に対するインセンティブとしてストックオプションを付与する可能性があります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本

書提出日現在におけるストックオプションによる潜在株式数は322,000株であり、発行済株式総数3,204,450株の10.0%に相当します。

配当政策について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小）

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しており、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるために内部留保のバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元の実施を基本方針としております。しかしながら、当社は将来の利益還元実現のための事業所拡大等の先行投資を進めることが経営上の最重要課題であったことから、設立以来現在まで配当を実施しておりません。今後におきましては、各期の財政状態及び経営成績を勘案しながら将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益還元実施を検討する所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

資金使用について

（顕在化の可能性：中、顕在化する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中）

上場時の公募増資等により調達した資金の用途については、主に「指定障害福祉サービス事業」拡大のための新規事業所開設費、人材採用費、IT環境の整備強化費等に充当する予定です。しかしながら、当社が属する業界において急速に事業環境が変化することも考えられ、現時点における資金使用計画以外の用途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を投資した場合においても、想定した投資効果が得られない場合、当社の売上高、損益及び財務状況に影響を与える可能性もあります。なお、資金使用計画に重大な変更が発生した場合には、適時適切に開示してまいります。

取締役の所有株式に係る担保設定について

（顕在化の可能性：小、顕在化する可能性のある時期：債務不履行時、影響度：中）

当社代表取締役社長佐原敦矢、取締役岩元勝志及び同長尾吉祐（以下、「対象者」という。）は、対象者及びその資産管理会社名義で金融機関との間において当社株式を差入担保とする金銭消費貸借契約を締結し、対象者及びその資産管理会社が保有する当社株式合計428,000株をその債務の担保に供しております（本書提出日現在、発行済株式総数3,204,450株の13.4%に相当）。本債務については、対象者及びその資産管理会社において、第一部〔証券情報〕第2〔売出要項〕1〔売出株式（引受人の買取引受による売出し）〕記載の売出しを行うことで完済され、担保解除されることが見込まれております。しかしながら、何らかの事情により本債務が完済されず、担保とする株式が売却された場合には、株主構成の変化をもたらし、大株主の構成に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

第11期事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当事業年度のがわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は厳しい状況にあります。景気の先行きについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動レベルの段階的な引上げが期待されるものの、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。また、世界的な物不足に加え、欧州での地政学的リスクの高まりに起因した世界的な食料、資源・エネルギー価格高騰による景気減速懸念など、当面不透明な状況が続くものと見込まれております。

当社を取り巻く障害福祉サービス業界においては、障害者数は増加傾向にあり964.7万人となっております（内閣府「令和3年度版障害者白書」）。また、障害者の法定雇用率は段階的に引き上げられ、2021年3月には2.3%となりました（1976年時点の法定雇用率は1.5%）。2018年には精神障害者が障害者雇用義務の対象に加わりました。厚生労働省「令和3年 障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業における雇用障害者数「59万7,786人」、実雇用率「2.20%」はともに過去最高を更新しております。一方で、実雇用率は2.2%と法定雇用率2.3%に届かず、また法定雇用率達成企業の割合は47.0%となっていることもあり、今後も障害者雇用の拡大は見込まれ、それを支援する障害福祉サービスの拡大余地も引き続き大きいと考えられます。

このような環境の下、当事業年度においても社会課題解決に 대응べく拠点数増加を推進し、前事業年度末の62拠点（就労移行支援事業所51拠点、自立訓練（生活訓練）事業所（Cocorport College）10拠点、指定計画相談支援事業所1拠点）から16拠点増加し合計78拠点へと拡大し（就労移行支援事業所61拠点、自立訓練（生活訓練）事業所（Cocorport College）16拠点、指定計画相談支援事業所1拠点）、サービスの拡大を図ってまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は4,176,184千円（前事業年度比25.6%増）、営業利益は380,376千円（前事業年度比35.5%増）、経常利益は372,768千円（前事業年度比35.9%増）、当期純利益は258,746千円（前事業年度比29.2%増）となりました。

なお、当社は指定障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第12期第2四半期累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

当第2四半期累計期間のがわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のマイナス影響が徐々に縮小し、個人消費を中心に持ち直しの動きが見られます。景気の先行きについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動レベルの段階的な引上げが期待されるものの、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。また、世界的なインフレや金利の上昇が進む中、わが国においては、長期化するウクライナ情勢に伴うエネルギー価格の高騰に加え急激な為替変動等による物価上昇が進むなど、当面不透明な状況が続くものと見込まれております。

当社を取り巻く障害福祉サービス業界においては、障害者数は増加傾向にあり964.7万人となっております（内閣府「令和3年度版障害者白書」）。また、障害者の法定雇用率は段階的に引き上げられ、2021年3月には2.3%となりました（1976年時点の法定雇用率は1.5%）。2018年には精神障害者が障害者雇用義務の対象に加わりました。厚生労働省「令和4年 障害者雇用状況の集計結果」によると、民間企業における雇用障害者数「61万3,958人」、実雇用率「2.25%」はともに過去最高を更新しております。一方で、実雇用率は2.25%と法定雇用率2.3%に届かず、また法定雇用率達成企業の割合は48.3%となっていることもあり、今後も障害者雇用の拡大は見込まれ、それを支援する障害福祉サービスの拡大余地も引き続き大きいと考えられます。

このような環境の下、当第2四半期累計期間においても社会課題解決に 対応べく拠点数増加を推進し、前事業年度末の78拠点（就労移行支援事業所61拠点、自立訓練（生活訓練）事業所（Cocorport College）16拠点、指定計画相談支援事業所1拠点）から6拠点増加し合計84拠点へと拡大し（就労移行支援事業所66拠点、自立訓練（生活訓練）事業所（Cocorport College）17拠点、指定計画相談支援事業所1拠点）、サービスの拡大を図ってまいりました。

これらの結果、当第2四半期累計期間における業績は、売上高2,461,994千円、営業利益317,458千円、経常利益316,536千円、四半期純利益212,009千円となりました。

なお、当社は指定障害福祉サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

財政状態の状況

第11期事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

（資産）

当事業年度末における流動資産合計は958,621千円となり、前事業年度末に比べ184,400千円増加いたしました。これは主に売上高増加により売掛金が169,805千円増加したことによるものであります。固定資産合計は476,856千円となり、前事業年度末から92,565千円増加いたしました。これは主に新規拠点開設に伴い有形固定資産、敷金及び保証金がそれぞれ52,762千円、35,114千円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は、1,435,478千円となり、前事業年度末に比べ276,966千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債合計は699,728千円となり、前事業年度末に比べ49,126千円増加いたしました。これは主に拠点数増加等により未払金が36,069千円増加したことによるものであります。固定負債合計は124,645千円となり、前事業年度末に比べ30,907千円減少いたしました。これは主に長期借入金が51,852千円減少した一方、賃借不動産の退去に備えた資産除去債務が28,251千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、824,373千円となり、前事業年度末に比べ18,219千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は611,104千円となり、前事業年度末に比べ258,746千円増加いたしました。これは当期純利益の計上に伴い、繰越利益剰余金が258,746千円増加したことによるものであります。

この結果、当事業年度末の自己資本比率は42.6%（前事業年度末は30.4%）となりました。

第12期第2四半期累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

（資産）

当第2四半期会計期間末における流動資産合計は1,112,000千円となり、前事業年度末に比べ153,379千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が102,777千円増加したこと、事業所数増加により売掛金が24,973千円増加したこと及び2023年1月開設を予定している6事業所の備品等の計上により貯蔵品が18,619千円増加したこと等によるものであります。固定資産合計は550,761千円となり、前事業年度末から73,905千円増加いたしました。これは主に2023年1月開設を予定している6事業所の設備等の計上により有形固定資産、敷金及び保証金がそれぞれ53,991千円、18,510千円増加したこと等によるものであります。

この結果、資産合計は、1,662,762千円となり、前事業年度末に比べ227,284千円増加いたしました。

（負債）

当第2四半期会計期間末における流動負債合計は714,671千円となり、前事業年度末に比べ14,943千円増加いたしました。これは主に社員数増加による社会保険料等により未払費用、その他流動負債に含まれる預り金がそれぞれ39,190千円、28,568千円増加したこと及び未払法人税等が43,944千円増加した一方、短期借入金が80,000千円減少したことによるものであります。固定負債合計は124,976千円となり、前事業年度末に比べ330千円増加いたしました。これは主に賃借不動産の退去に備えた資産除去債務が23,191千円増加した一方、長期借入金が21,444千円減少したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は、839,647千円となり、前事業年度末に比べ15,274千円増加いたしました。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は823,114千円となり、前事業年度末に比べ212,009千円増加いたしました。これは四半期純利益の計上に伴い、利益剰余金が212,009千円増加したことによるものであります。

この結果、当第2四半期会計期間末の自己資本比率は49.5%（前事業年度末は42.6%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べて23,226千円減少し、47,186千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの変動要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は176,197千円（前年同期は141,638千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益で362,685千円、減価償却費で47,003千円を計上した一方で、売上高増加に伴う売上債権の増加額169,805千円及び法人税等の支払額123,106千円等の支出によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は119,910千円（前年同期は149,556千円の支出）となりました。これは主に、新規拠点開設に伴う有形固定資産の取得による支出66,361千円及び新規拠点開設に伴い発生した敷金及び保証金の差入による支出50,860千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は79,513千円（前年同期は24,484千円の支出）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出51,852千円、短期借入金の純減少額20,000千円によるものであります。

第12期第2四半期累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比べて102,777千円増加し、149,964千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの変動要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は277,424千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益で316,536千円、減価償却費で25,902千円を計上した一方で、売上高増加に伴う売上債権の増加額24,973千円及び法人税等の支払額64,452千円等の支出によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は68,530千円となりました。これは主に、新規拠点開設に伴う有形固定資産の取得による支出38,415千円及び新規拠点開設に伴い発生した敷金及び保証金の差入による支出30,962千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動の結果使用した資金は106,116千円となりました。これは主に、短期借入金の純減少額80,000千円、長期借入金の返済による支出24,736千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b．受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c．販売実績

第11期事業年度及び第12期第2四半期累計期間の販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第11期事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)		第12期第2四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス	3,694,789	115.7	2,078,530
自立訓練(生活訓練)サービス	481,394	364.9	383,464
合計	4,176,184	125.6	2,461,994

(注) 1．当社は「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。

2．最近2事業年度及び第12期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)		第11期事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)		第12期第2四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,260,619	37.9	1,450,100	34.7	815,787	33.1

相手先	第10期事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)		第11期事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)		第12期第2四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
埼玉県国民健康保険団体 連合会	691,893	20.8	879,514	21.1	542,444	22.0
東京都国民健康保険団体 連合会	666,699	20.0	843,798	20.2	472,484	19.2
千葉県国民健康保険団体 連合会	612,104	18.4	727,375	17.4	429,018	17.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載しております。また、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

a. 固定資産の減損処理

財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、固定資産の減損については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

b. 繰延税金資産の回収可能性

財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、繰延税金資産については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

c. 資産除去債務

財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、資産除去債務については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に含めて記載しております。

b. 経営成績

第11期事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(売上高、売上原価、売上総利益)

サービス拡大を目的に、当事業年度は就労移行支援事業所を前事業年度と比べて10事業所増加(前事業年度51事業所から61事業所)し、自立訓練(生活訓練)事業所の事業所数を6事業所増加(前事業年度10事業所から16事業所)いたしました。事業所数の増加に伴い、前事業年度と比べて通所数は73,432通所増加となり、351,084通所となりました(前事業年度比26.4%増)。とりわけ自立訓練(生活訓練)事業所の増加に伴う通所数の増加(36,473通所)が、全体の通所数の増加に大きく寄与し、売上高については、前事業年度と比べて850,837千円増加し、4,176,184千円(前事業年度比25.6%増)となりました。売上原価については、従業員数増加に伴う労務費が438,089千円増加、事業所数増加に伴う地代家賃が105,596千円増加、利用者増加に伴う利用者研修費が58,991千円増加したこと等により、前事業年度と比べて621,731千円増加し、2,969,014千円(同26.5%増)となりました。その結果、売上総利益は、前事業年度と比べて229,106千円増加し、1,207,169千円(同23.4%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費については、広告宣伝活動強化による広告宣伝費が33,602千円増加、従業員数増加に伴う給料及び手当が44,297千円増加したこと等により、前事業年度と比べて129,439千円増加し、826,793千円(同18.6%増)となりました。その結果、営業利益は380,376千円(同35.5%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は、助成金収入が1,104千円増加、雑収入が1,062千円増加したこと等により、前事業年度と比べて2,441千円増加し、4,888千円(同99.8%増)となりました。営業外費用は、和解金8,000千円等の増加等により、前事業年度と比べて3,617千円増加し、12,496千円(同40.7%増)となりました。

その結果、経常利益は372,768千円(同35.9%増)となりました。

(特別利益、特別損失、法人税等、当期純利益)

特別利益は発生せず、前事業年度から8,525千円減少となりました。特別損失は、当事業年度において減損損失を計上したことから10,082千円の増加となりました(前事業年度は発生なし)。

また、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額含む)は、前事業年度と比べて21,477千円増加し、103,938千円(同26.0%増)となりました。

これらの結果、当期純利益は258,746千円(同29.2%増)となりました。

第12期第2四半期累計期間(自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)

(売上高、売上原価、売上総利益)

サービス拡大を目的に、当第2四半期累計期間は就労移行支援事業所を前事業年度末と比べて6事業所増加(前事業年度末61事業所から66事業所)し、自立訓練(生活訓練)事業所の事業所数を1事業所増加(前事業年度末16事業所から17事業所)いたしました。事業所数の増加に伴い、前年同四半期と比べて通所数は31,632通所増加となり、201,176通所となりました(前年同四半期比18.7%増)。事業所集数増加及び通所数増加により、売上高については、2,461,994千円となりました。売上原価については、従業員数増加に伴う労務費及び事業所数増加に伴う地代家賃の増加等により、1,691,871千円となりました。その結果、売上総利益は、770,122千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費については、従業員数増加に伴う給料及び手当が増加したこと等により、452,664千円となりました。その結果、営業利益は317,458千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は、助成金収入が1,189千円等により、1,344千円となりました。営業外費用は、借入金の支払利息1,144千円及び上場関連費用1,100千円等により、2,267千円となりました。

その結果、経常利益は316,536千円となりました。

(特別利益、特別損失、法人税等、四半期純利益)

当第2四半期累計期間においては、特別利益及び特別損失は発生していません。

また、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額含む)は、104,526千円となりました。

これらの結果、四半期純利益は212,009千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に関する情報

キャッシュ・フローの状況の分析については、[(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況]に記載しております。

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、障害福祉サービスの提供及び事業所の運営に係る人件費及び外注費、販売費及び一般管理費の営業費用による運転資金であります。投資を目的とした資金需要は、新規事業所開設に伴う設備投資が主なものであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は272,103千円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は47,186千円となっております。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、1 [経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)]に記載のとおり、売上高及び経常利益を重要な経営指標と位置付けております。そして、重

要な経営指標である売上高と経常利益の向上のため、事業所数、利用者数(通所数)、就職者数、定着者数(定着率)等を重要指標として、各経営課題に取り組んでおります。なお、定着者数の目標は2年以上経過している各Officeは年間10名以上(就職者数は最低限年間10名以上)が目標となります。

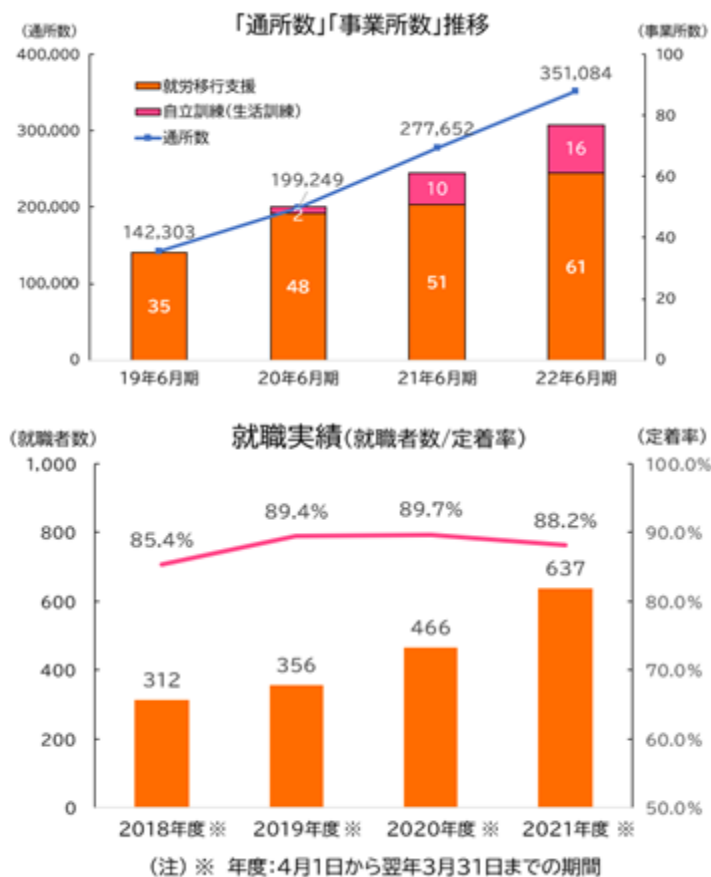
第11期については、事業所数は前事業年度と比べて、就労移行支援事業所は10事業所増加(前事業年度末51事業所から61事業所)、自立訓練(生活訓練)事業所は6事業所増加(前事業年度末10事業所から16事業所)となりました。事業所数の増加に伴い、前事業年度と比べて通所数は73,432通所増加(26.4%増)となりました。これらの結果、売上高は850,837千円増加(25.6%増)、経常利益は98,490千円増加(35.9%増)となりました。

第12期第2四半期累計期間については、事業所数は前事業年度末と比べて、就労移行支援事業所は5事業所増加(前事業年度末61事業所から66事業所)、自立訓練(生活訓練)事業所は1事業所増加(前事業年度末16事業所から17事業所)となりました。事業所数の増加に伴い、前年同四半期と比べて通所数は31,632通所増加となり、201,176通所となりました(前年同四半期比18.7%増)となりました。これらの結果、売上高は2,461,994千円(前事業年度売上高に対する進捗率は59%)、経常利益は316,536千円(前事業年度経常利益に対する進捗率は85%)となりました。

a. 重視する経営指標の推移

	第10期事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	第11期事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	第12期第2四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)
売上高(千円)	3,325,346	4,176,184	2,461,994
経常利益(千円)	274,277	372,768	316,536

b. 売上高を構成する主要な経営指標



4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

第11期事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

第12期第2四半期累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第11期事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当事業年度に実施した設備投資の総額は108,295千円であり、主な内容は新規事業所開設による建物附属設備91,354千円、工具、器具及び備品9,523千円等であります。また、業務効率化を目的として、ソフトウェアに3,791千円の投資を行っております。

なお、退去の意思決定を行った事業所に係る資産について、10,082千円を減損損失に計上しております。

また、当社は「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第12期第2四半期累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

当第2四半期累計期間に実施した設備投資の総額は80,471千円であり、主な内容は新規事業所開設による建物附属設備62,376千円、工具、器具及び備品5,633千円等であります。また、業務効率化を目的として、ソフトウェアに2,644千円の投資を行っております。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却又は売却等はありません。

また、当社は「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2022年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフトウェア	合計	
本社 (神奈川県川崎市川崎区)	本社事務所	9,053	2,987	-	12,908	24,949	65
就労移行支援事業所 Cocorport川崎Office (神奈川県川崎市川崎区)ほか60 Office	事業所	122,430	14,589	10,004	-	147,024	438
自立訓練(生活訓練) 事業所 Cocorport College川崎 キャンパス(神奈川県川崎市幸区)ほか15 キャンパス	事業所	70,944	7,875	-	-	78,820	84

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記事業所の年間賃借料は435,722千円であります。

3. 当社の事業は、「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2023年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

当社の設備投資については、既存事業所の稼働状況や投資効率を総合的に勘案して行っております。なお、当社は「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手 年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
就労移行支援事業所 兵庫県神戸市他 2023年6月期 プレオープン8Office (開設8Office)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	44,500	37,704	自己資金、借入 金及び増資資金	2022年 7月～ 2023年 6月	2022年 7月～ 2023年 6月	(注)
就労移行支援事業所 2024年6月期 プレオープン9Office (開設9Office)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	61,000	-	自己資金、借入 金及び増資資金	2023年 7月～ 2024年 6月	2023年 7月～ 2024年 6月	(注)
就労移行支援事業所 2025年6月期 プレオープン110Office (開設110Office)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	69,500	-	自己資金、借入 金及び増資資金	2024年 7月～ 2025年 6月	2024年 7月～ 2025年 6月	(注)
自立訓練（生活訓練）事業 所 大阪府大阪市他 2023年6月期 プレオープン6キャンパス (開設7キャンパス)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	53,200	23,396	自己資金、借入 金及び増資資金	2022年 7月～ 2023年 6月	2022年 7月～ 2023年 6月	(注)
自立訓練（生活訓練）事業 所 2024年6月期 プレオープン7キャンパス (開設7キャンパス)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	53,200	-	自己資金、借入 金及び増資資金	2023年 7月～ 2024年 6月	2023年 7月～ 2024年 6月	(注)
自立訓練（生活訓練）事業 所 2025年6月期 プレオープン10キャンパス (開設10キャンパス)	事業所関連設 備及び敷金・ 保証金	76,000	-	自己資金、借入 金及び増資資金	2024年 7月～ 2025年 6月	2024年 7月～ 2025年 6月	(注)

(注) 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,800,000
計	12,800,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,204,450	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,204,450	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第1回新株予約権)

2018年6月15日臨時株主総会決議に基づく2018年6月15日取締役会決議

決議年月日	2018年6月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 (注)7
新株予約権の数(個)	60 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 60,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9(注)3
新株予約権の行使期間	自 2020年6月16日 至 2028年6月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9 資本組入額 5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

最近事業年度の末日(2022年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年1月31日)において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数は、退任により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式1,000株とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分(株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格が無い場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

(3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を

必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、「4．新株予約権の行使の条件」の（1）に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

6．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転により設立する株式会社

7．付与対象者の退任による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名となっております。

(第2回新株予約権)

2018年11月16日臨時株主総会決議に基づく2018年11月16日取締役会決議

決議年月日	2018年11月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 70 (注)7
新株予約権の数(個)	1,120 [1,070] (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 112,000 [107,000] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	319(注)3
新株予約権の行使期間	自 2020年11月17日 至 2028年11月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 319 資本組入額 160
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

最近事業年度の末日(2022年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式100株とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分(株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格が無い場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

(3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が、「4. 新株予約権の行使の条件」の(1)に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る。)後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転により設立する株式会社
7. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名(付与後、従業員より取締役に就任した1名を含む)、従業員49名となっております。

(第3回新株予約権)

2019年12月16日臨時株主総会決議に基づく2019年12月16日取締役会決議

決議年月日	2019年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 87 (注)7
新株予約権の数(個)	1,550 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 155,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	360(注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年12月17日 至 2029年12月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 360 資本組入額 180
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

最近事業年度の末日(2022年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年1月31日)において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数は、退職等の理由により権利を喪失した者の個数及び株数を減じております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式100株とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

3. 下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分(株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格が無い場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

(3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - (3) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
- 5．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた時は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が、「4．新株予約権の行使の条件」の（1）に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- 6．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転により設立する株式会社
- 7．付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、従業員73名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年6月22日 (注)1	1,805	2,705	14,801	23,801	-	-
2018年10月1日 (注)2	267,795	270,500	-	23,801	-	-
2018年11月30日 (注)3	49,945	320,445	159,324	183,125	-	-
2020年12月3日 (注)4	2,884,005	3,204,450	-	183,125	-	-

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先 当社役員5名、当社従業員8名

発行価格1株当たり8,200円 資本組入額1株当たり8,200円

2. 2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

3. 有償第三者割当増資

割当先 コルポート社員持株会、インターウォーズ株式会社、株式会社KRAC、株式会社アレジアン
ス、当社役員1名、当社従業員1名、他10名

発行価格1株当たり3,190円 資本組入額1株当たり3,190円

4. 2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

(4) 【所有者別状況】

2023年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	28	29	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	627	-	-	31,416	32,043	150
所有株式数の割 合(%)	-	-	-	1.96	-	-	98.04	100	-

(注) 当社社員持株会が所有する当社株式は、「個人その他」に2,328単元及び「単元未満株式の状況」に60株を含めて記載しております。

(5)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,204,300	32,043	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 150	-	-
発行済株式総数	3,204,450	-	-
総株主の議決権	-	32,043	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。今後の配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保のバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化と事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

また、当事業年度の配当につきましては、今後の事業拡大に備えて内部留保の充実を図る観点から配当を実施しておりません。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当につきましては、期末配当の基準日を毎年6月30日として、株主総会を決定機関として行います。なお、中間配当につきましては、「当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めており、取締役会を決定機関として行います。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献することを経営目標としております。その実現のために、組織的に誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針として、コーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず全従業員がコンプライアンスの徹底に努めております。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、ステークホルダーに対しては透明性及び健全性の高い企業経営が実現できるものと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公平性を高めるべくコーポレート・ガバナンス強化を企図した、以下の体制を構築しております。

a．取締役会

当社の取締役会は、取締役6名により構成されており、うち3名は社外取締役であります。取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。毎月1回の定時取締役会のほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役3名も出席しており、取締役の職務執行を監督しております。

(構成員の氏名)

議長 代表取締役社長 佐原敦矢

取締役 岩元勝志、長尾吉祐、高橋龍徳(社外取締役)、香月壯一(社外取締役)、
増田泰朗(社外取締役)

b．指名・報酬委員会

当社は取締役の選解任並びに報酬を公正に決定するという観点から、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、代表取締役社長と社外取締役3名で構成されており、社外取締役が過半数を占めています。

(構成員の氏名)

委員長 高橋龍徳(社外取締役)

香月壯一(社外取締役)、増田泰朗(社外取締役)、代表取締役社長 佐原敦矢

c．経営会議

当社の経営会議は、取締役(社外取締役を除く)3名、全部長職8名(部長相当職位1名を含む)により構成されております。経営会議は、経営に関する重要事項の決議及び報告を行っております。毎週1回の定例経営会議のほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。また、常勤監査役も出席しており、取締役の職務執行を監査しております。

(構成員の氏名)

議長 代表取締役社長 佐原敦矢

取締役 岩元勝志、長尾吉祐

経営企画部長 宮澤心作、経理部長 藤塚豊、情報システム部長 高橋義樹、
管理本部プロジェクトマネージャー 山浦勇治、

カレッジ推進部部长 永栄和久、就労移行支援1部部长 大島歩、

就労移行支援2部部长 飯田和住、就労移行支援3部部长 高原健人

(注)当社のリスク管理に係る事項の決議及び報告を行う場合には、経営会議を「リスク・コンプライアンス委員会」と読み替え、経営会議と同一の構成員により、毎月1回の定期開催のほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時にも開催するようにしております。

d. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名の計3名（うち社外監査役2名）で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しております。監査役会は、毎月1回定期的に開催されますが、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。監査に関する重要な事項及び監査の方法は、監査役会において協議決定しております。

常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性確保に努めております。さらに代表取締役社長との面談、各部門への往査・ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。

非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施するとともに、会計監査人、内部監査との連携や意見交換を行っております。

（構成員の氏名）

議長 常勤監査役 秋元正秀

非常勤監査役 鈴木知幸（社外監査役）、森岡伸介（社外監査役）

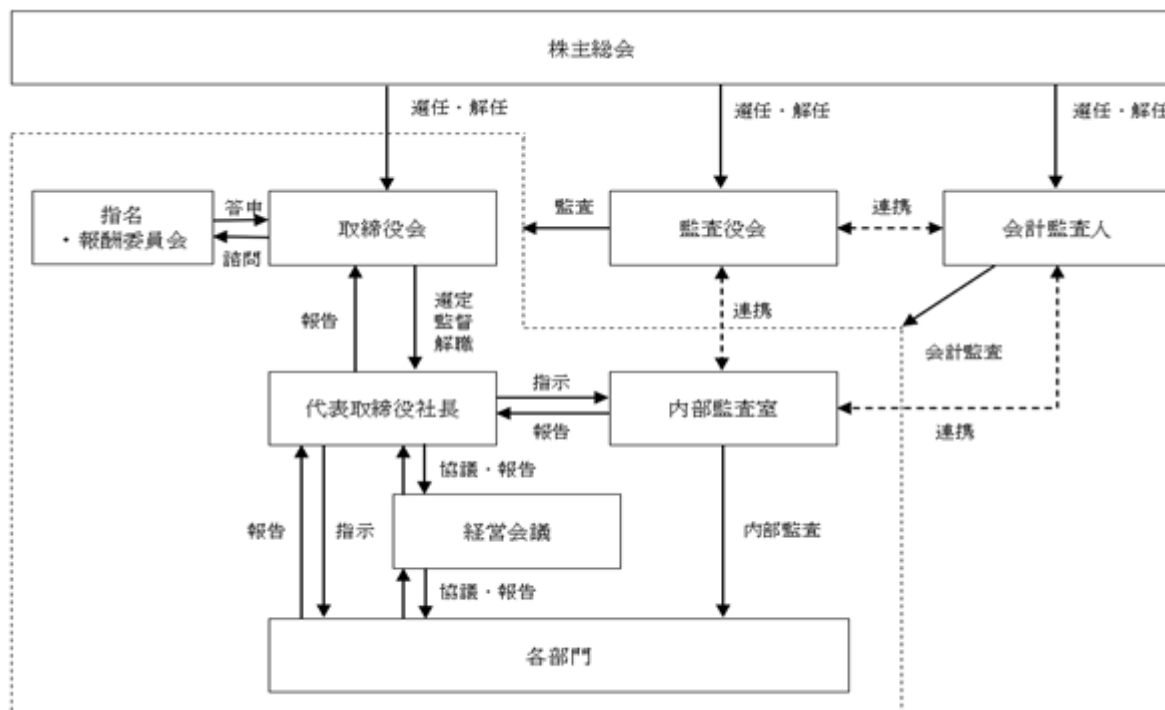
e. 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。

f. 内部監査室

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室（専任者2名で構成）が当社の「内部監査規程」に基づき、当社の全部門をカバーするよう内部監査を実施しております。また、内部監査室と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

コーポレート・ガバナンスに係る以下の体制を構築しています。



ロ. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システムの基本方針にしたがって以下のように体制を整備し運用の徹底を図っております。

- a . 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「法令遵守規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。
 - ・ 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
 - ・ 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・ 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
 - ・ 内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ・ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置するとともに、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報規程」を備え、これを周知し、運営する。
- b . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、取締役及び監査役が必要に応じていつでも閲覧可能な状態を維持する。
 - ・ 「情報システム管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」、及び「個人情報取扱規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。
 - ・ 「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」に基づき内部情報管理責任者を選定し、インサイダー情報の未然流出防止体制を整備する。
- c . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
 - ・ 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの迅速かつ適切な対応を可能とする管理体制の整備、リスク顕在化時の対応等を行う。
- d . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ・ 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
 - ・ 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
 - ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。
- e . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- f . 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、当該使用人の人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議し、これを決定する。

- g. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
 - ・ 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- i. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- j. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- k. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
 - ・ 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役社長は監査役との定期的な意見交換の場を設けるとともに、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
 - ・ 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、「反社会的勢力対応規程」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を行うことを基本方針としており、日常においては、反社会的勢力と関係を有することを未然に防止するための取引先調査・管理や契約時の暴排条項の締結等の業務体制の整備や従業員等への周知・教育を行っております。また、「反社会的勢力対応体制マニュアル」を制定し、各事業所に不当要求防止責任者を配置したうえで、有事の際も組織的かつ適切な対応ができる体制を整備しております。

リスク管理体制の整備状況

当社は、各部門からのリスク情報収集やヒヤリハット情報をもとに、リスク・コンプライアンス委員会が所管となり、当社のリスク情報を集約・分析・対応及びリスク評価のサイクルを遂行することで、リスクの顕在化の未然防止に努めております。さらに、重大なリスクの発生可能性を認識した場合には、必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで対処するとともに、取締役会及び監査役に報告し、その対応策について協議しております。また、不祥事を未然に防止するために内部通報制度を設け、社内及び社外に内部通報窓口を設置することで、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。

取締役及び監査役の定数並びに取締役の選任の決議要件

当社の取締役の定数は12名以内、監査役の定数は5名以内とする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

a. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

b. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

c. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性0名(役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	佐原 敦矢	1963年11月20日生	1987年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 2003年10月 株式会社リクルートエイブリック(現株式会社リクルート)転籍 2008年4月 同社東海エリアユニットディレクター 2011年4月 同社関西統括部長 2012年4月 株式会社リクルートドクターズキャリア(現株式会社リクルートメディカルキャリア)出向 医師幹旋事業部長 2013年4月 同社人事部部長兼総務部長兼広報部長兼法務部長 2014年4月 株式会社クロス・マーケティング入社 マーケティング&リサーチ部長 2017年1月 当社入社 2017年7月 当社就労移行支援事業本部本部長 2017年10月 当社取締役 2018年4月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	1,023,000 (注)5
取締役 管理本部本部長兼人事総務部部长	岩元 勝志	1969年3月17日生	1991年4月 株式会社リクルート人材センター(現株式会社リクルート)入社 2009年4月 同社コンプライアンスオフィス部長 2016年10月 株式会社リクルートキャリアコンサルティング転籍 2018年1月 当社入社 2018年3月 当社管理本部人事部部长 2018年4月 当社管理本部本部長 2018年7月 当社取締役管理本部本部長兼人事総務部部长(現任)	(注)3	373,900 (注)5
取締役 総合支援事業本部本部長兼就労移行支援4部部长	長尾 吉祐	1970年3月30日生	1993年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 2002年6月 株式会社ディー・エヌ・エー社外取締役 2003年6月 株式会社オールアバウト社外取締役 2007年4月 株式会社ジョブダイレクト代表取締役社長 2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ(現株式会社リクルート)執行役員 2015年4月 株式会社リクルートメディカルキャリア代表取締役 2018年7月 当社入社 2019年7月 当社取締役総合支援事業本部本部長兼就労移行支援3部部长 2020年1月 当社取締役総合支援事業本部本部長兼就労移行支援2部部长 2022年7月 当社取締役総合支援事業本部本部長兼就労移行支援4部部长(現任)	(注)3	411,490 (注)5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	高橋 龍徳	1969年1月15日生	1991年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年9月 高野総合会計事務所（現税理士法人高野総合会計事務所）入所 2001年1月 株式会社ストラテジック・シナリオ設立、代表取締役 虎ノ門共同会計事務所（現税理士法人虎ノ門共同会計事務所）設立、代表社員 2004年4月 日比谷監査法人設立、代表社員 2012年9月 キートン・インベストメンツ株式会社設立、代表取締役 2013年6月 ジューテックホールディングス㈱社外監査役（現任） 2016年10月 日比谷総合会計事務所設立、代表パートナー（現任） 2016年11月 株式会社日比谷総合コンサルティング（現株式会社大手門ローアカウンティング）設立、代表取締役 2019年7月 当社社外監査役 2020年3月 当社社外取締役（現任） 2020年4月 東京地方裁判所立川支部 民事調停委員（現任） 2020年10月 株式会社日比谷総合コンサルティング設立、代表取締役（現任）	(注) 3	30,000
取締役	香月 壯一	1951年5月11日生	1976年4月 株式会社東急百貨店入社 1998年7月 同社営業政策部長 2001年2月 同社グループ事業統括室長 2005年6月 東急カード株式会社取締役営業開発部長 2005年10月 株式会社ぐるなび常務執行役員管理部門長 2006年6月 同社常務取締役管理本部長 2009年6月 同社常務取締役営業本部長 2011年6月 同社取締役専務執行役員管理本部長 2013年5月 同社取締役副社長執行役員 2014年1月 東京急行電鉄株式会社（現東急株式会社）常勤顧問 2016年3月 メディカル・データ・ビジョン株式会社社外取締役（現任） 2021年5月 当社社外取締役（現任） 2021年7月 ANYCOLOR株式会社社外取締役	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	増田 泰朗	1956年5月1日生	1980年4月 野村證券株式会社入社 1991年4月 レクトラ・システムSA入社 レクトラ・ ジャパン株式会社出向 アジア財務部長 1994年10月 同社 仏本社資金為替室長 1997年6月 アシシステムSA入社 執行役員・国際事業 本部CFO 2001年3月 株式会社スギ薬局（現 スギホールディ ングス株式会社）入社 取締役管理本部 長 2004年3月 ウエルシア関東株式会社（現 ウエルシ アホールディングス株式会社）入社 専 務取締役学術調剤本部長 2006年5月 イオン株式会社入社 海外事業管理統括 部長兼アジア事業管理部長 イオンマルシェ株式会社（現 イオンリ テール株式会社） 取締役 2007年5月 ワーナーマイカル株式会社（現イオンエン ターテイメント株式会社） 監査役 2009年5月 イオンマレーシア 取締役副社長 2011年7月 株式会社イオンフォレスト（現 ザボ ディショップジャパン株式会社） 監査 役 2014年5月 株式会社イオンファンタジー 取締役 株式会社メガスポーツ 取締役 2014年12月 アビリティーズジャスコ株式会社 監査 役 2015年5月 ローラ アシュレイジャパン株式会社 取締役 クレアーズ日本株式会社 取締役 2016年5月 株式会社メガスポーツ 常務取締役経営 管理本部長 タルボットジャパン株式会社 取締役 2017年5月 株式会社未来屋書店常務取締役管理管掌 2019年10月 東京富士大学客員教授 2021年9月 国土舘大学非常勤講師（現任） 2022年3月 増田コンサルティング設立（現任） 2022年9月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	-
常勤監査役	秋元 正秀	1958年12月13日生	1982年4月 日本マクドナルド株式会社入社 2012年10月 社会福祉法人かたるべ会入社 2013年1月 当社入社 2016年1月 当社就労移行事業部長 2017年1月 株式会社Grow代表取締役 2017年7月 当社管理本部本部長 2018年4月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	85,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	鈴木 知幸	1976年6月14日生	2003年10月 長島・大野・常松法律事務所入所 2004年11月 東京丸の内法律事務所入所 代表代行 パートナー（現任） 2020年3月 当社社外監査役（現任） 2022年6月 協栄産業株式会社社外取締役（現任）	（注）4	-
監査役	森岡 伸介	1971年3月2日生	1993年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1999年9月 公認会計士伊藤満邦事務所入所 2000年4月 森岡伸介公認会計士事務所設立 2000年8月 森岡伸介公認会計士税理士事務所設立（現任） 2000年9月 アムレック法律会計事務所パートナー 2000年10月 東陽監査法人入所（非常勤） 2001年3月 株式会社エム・デー・ジー監査役（現任） 2001年8月 マルシン工業株式会社監査役 2005年9月 株式会社アイリサーチ監査役 2013年8月 株式会社アイリサーチ監査役（現任） 2013年11月 株式会社田屋監査役（現任） 有限会社フォレストヒル取締役（現任） 2019年3月 株式会社エスネットワークス社外監査役 2020年3月 当社社外監査役（現任） 2022年9月 学校法人山野学園監事（現任）	（注）4	-
計					1,923,390

- （注）1．取締役高橋龍徳、香月壯一及び増田泰朗は、社外取締役であります。
- 2．監査役鈴木知幸及び森岡伸介は、社外監査役であります。
- 3．2022年9月28日開催の定時株主総会の終結のときから、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4．2020年12月2日開催の臨時株主総会の終結のときから、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5．所有株式数には、役員の資産管理会社が保有する株式数も含んでおります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しており、当社はこれらの社外役員すべてを東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

社外取締役高橋龍徳は、公認会計士及び税理士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導を行うことが、同氏が当社の企業統治において果たす機能及び役割です。同氏は、当社の株式を保有しており、その内容は「(2) 役員の状況 役員一覧」の所有株式数欄に記載のとおりであります。なお、同氏と当社に人的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役香月壯一は、事業会社における人事、財務、事業統括及び事業経営に関する高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導を行うことが、同氏が当社の企業統治において果たす機能及び役割です。なお、同氏と当社に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役増田泰朗は、事業会社における経理、財務及び法務に関する高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導を行うことが、同氏が当社の企業統治において果たす機能及び役割です。なお、同氏と当社に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役鈴木知幸は、弁護士及び税理士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行うことが、同氏が当社の企業統治において果たす機能及び役割です。なお、同氏と当社に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役森岡伸介は、公認会計士及び税理士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行うことが、同氏が当社の企業統治において果たす機能及び役割です。なお、同氏と当社に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考のうえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員を選任いたします。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係については、取締役会、監査役会において適宜報告及び意見交換がなされております。また、別途社外取締役及び社外監査役による、四半期ごとに1回の定期的な情報共有及び意見交換の場を持ち、社外役員間での相互の連携を深めております。

監査役と内部監査は、相互の連携を図るため、定期的な情報交換の場を設置し、監査役の監査方針及び監査計画並びに内部監査の監査方針、内部監査計画、実施した監査結果に関する共有や確認を行っております。また、監査役、内部監査は会計監査人より定期的に監査の概要について報告を受けることとしております。

これらの相互連携の結果、改善に取り組む事項がある場合は、代表取締役社長を通じ、各部門が改善に取り組む仕組みを構築しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役3名（うち社外監査役2名）による監査役会を設置しております。すべての監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、取締役等との意思疎通や取締役会への出席と共に、原則として、毎月1回の監査役会を開催し、当社の経営に対する監視及び取締役の業務執行の適法性について監査を行います。

なお、常勤監査役秋元正秀は、2013年より障害福祉サービス事業に携わっており、かつ当社の管理本部部長を務めた経験もあることから障害福祉サービス事業の経理・財務業務に関する知見を有しております。社外監査役森岡伸介は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役鈴木知幸氏は、弁護士・税理士の資格を有しており、税務、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して、監査の有効性及び効率性を高めております。

最近事業年度は、監査役会を定時と臨時を合わせて13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりとなっております。

氏名	開催回数	出席回数
秋元 正秀	13回	13回
鈴木 知幸	13回	13回
森岡 伸介	13回	13回

監査役会における主な検討事項として、定時取締役会の議案に関する審議を行っております。また、常勤監査役の活動として、重要な会議への出席、代表取締役社長との情報交換、重要書類の閲覧、会計監査人並びに内部監査室との連携となっております。

内部監査の状況

当社では代表取締役社長直轄の部署として内部監査室（専任者2名で構成）を設置し、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しております。内部監査責任者は内部監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を対象に内部監査を実施し、業務活動が法令及び社内規程に準拠し、合理的に運営されているかについて代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、監査役会及び会計監査人と連携して、監査の有効性及び効率性を高めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

2019年6月期以降の4年間

ハ．業務を執行した公認会計士

公認会計士 河島啓太

公認会計士 堤 康

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他12名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定方針として、会計監査人に求められている専門性、独立性及び適正性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることとしております。太陽有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査品質及び当社の事業活動を一元的に監査する体制を有していること等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人から

その職務の執行状況についての報告を受け、総合的に評価しており、同法人による会計監査は、適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,270	-	14,175	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イ．を除く)

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査法人との協議を経た上で、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画に基づく監査報酬の算定根拠、監査計画の概要、当期における重点監査項目などを総合的に勘案したことによります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を2022年10月14日定時取締役会において、以下のように決議し定めております。

イ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は年度単位で変更される、業績に連動しない固定の金銭報酬である基本報酬により構成されております。年に1回、職務・貢献度・業績等を勘案の上、取締役の個別の報酬額を審議・決定し、支給します。取締役の個別の報酬額の変更は毎年10月に行います。また、取締役の報酬等は、全て固定の金銭報酬であり、業績連動報酬等、非金銭報酬等、及び退任時の慰労金は支給しておりません。

ロ．役員の個人別の報酬等の内容の決定方法

役員の個人別の報酬額の決定については、株主総会で決議された報酬総額の限度額に沿って、取締役については取締役会に一任し、監査役については監査役会における監査役の協議にて決定しております。取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会に一任され、取締役個人別に職務・貢献度・業績等を勘案の上審議し個人別の報酬額を決定します。

なお、最近事業年度における当社の取締役の個人別の報酬等の額の決定過程における取締役会及び指名・報酬委員会の活動としては、指名・報酬委員会を2回開催し、取締役の個人別に、職務・貢献度・業績等を勘案の上審議・決定し答申され、取締役会で決議しております。

取締役の報酬限度額は、2019年6月14日開催の臨時株主総会において、監査役報酬限度額は、2020年9月29日開催の定時株主総会において、下記のとおり決議しております。

取締役の報酬額	社外取締役以外の取締役分年額100百万円以内、社外取締役分年額15百万円以内（注1）
監査役報酬額	年額30百万円以内（注2）

- （注）1．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれません。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。
- 2．当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

なお、ストックオプション付与については必要に応じて随時、決定することとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 （千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 （社外取締役を除く。）	72,036	72,036	-	-	3
監査役 （社外監査役を除く。）	7,800	7,800	-	-	1
社外役員	20,400	20,400	-	-	5

- （注）1．2022年6月期の報酬額を記載しております。
- 2．業績連動報酬並びに非金銭報酬等については、現時点においては導入しておりません。
- 3．2020年9月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止及び対象役員に対しての役員退職慰労金の打切り支給を決議しましたが、退職慰労金の打切り支給決議に対して、全対象役員から受取り辞退の申し入れを受けたため、退職慰労金の支払いはありません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

（5）【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的に保有するものを純投資目的の投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)及び当事業年度(2021年7月1日から2022年6月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（2022年7月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	70,412	47,186
売掛金	643,150	812,956
貯蔵品	10,024	31,487
前払費用	50,663	64,865
その他	416	2,686
貸倒引当金	446	560
流動資産合計	774,221	958,621
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	171,651	253,768
減価償却累計額	28,917	51,340
建物附属設備（純額）	142,734	202,428
工具、器具及び備品	52,798	62,215
減価償却累計額	23,289	36,763
工具、器具及び備品（純額）	29,509	25,452
リース資産	14,370	14,370
減価償却累計額	1,491	4,365
リース資産（純額）	12,879	10,004
有形固定資産合計	185,123	237,885
無形固定資産		
商標権	2,018	1,884
ソフトウェア	14,722	12,908
無形固定資産合計	16,740	14,793
投資その他の資産		
繰延税金資産	24,003	30,635
敷金及び保証金	157,917	193,032
その他	506	509
投資その他の資産合計	182,427	224,177
固定資産合計	384,290	476,856
資産合計	1,158,511	1,435,478

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	186,000	166,000
1年内償還予定の社債	5,000	-
1年内返済予定の長期借入金	51,852	51,852
リース債務	2,661	2,794
未払金	116,965	153,035
未払費用	153,768	188,782
未払法人税等	90,244	81,267
預り金	44,108	52,576
資産除去債務	-	3,419
流動負債合計	650,601	699,728
固定負債		
長期借入金	95,624	43,772
リース債務	10,479	7,684
資産除去債務	40,425	68,676
その他	9,023	4,511
固定負債合計	155,552	124,645
負債合計	806,154	824,373
純資産の部		
株主資本		
資本金	183,125	183,125
資本剰余金		
その他資本剰余金	705	705
資本剰余金合計	705	705
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	168,526	427,273
利益剰余金合計	168,526	427,273
株主資本合計	352,357	611,104
純資産合計	352,357	611,104
負債純資産合計	1,158,511	1,435,478

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

		当第2四半期会計期間 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		149,964
売掛金		837,929
貯蔵品		50,107
その他		74,649
貸倒引当金		649
流動資産合計		1,112,000
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）		256,421
工具、器具及び備品（純額）		26,887
リース資産（純額）		8,567
有形固定資産合計		291,877
無形固定資産		14,259
投資その他の資産		
敷金及び保証金		211,542
その他		33,082
投資その他の資産合計		244,624
固定資産合計		550,761
資産合計		1,662,762
負債の部		
流動負債		
短期借入金		86,000
1年内返済予定の長期借入金		48,560
未払金		142,466
未払費用		227,973
未払法人税等		125,212
資産除去債務		451
その他		84,008
流動負債合計		714,671
固定負債		
長期借入金		22,328
資産除去債務		91,868
その他		10,779
固定負債合計		124,976
負債合計		839,647
純資産の部		
株主資本		
資本金		183,125
資本剰余金		705
利益剰余金		639,282
株主資本合計		823,114
純資産合計		823,114
負債純資産合計		1,662,762

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
売上高	3,325,346	4,176,184
売上原価	2,347,283	2,969,014
売上総利益	978,062	1,207,169
販売費及び一般管理費	1,697,353	1,826,793
営業利益	280,708	380,376
営業外収益		
受取利息	1	1
助成金収入	2,165	3,269
雑収入	-	1,062
その他	280	555
営業外収益合計	2,447	4,888
営業外費用		
支払利息	4,170	2,878
社債利息	12	1
固定資産除却損	2,495	205
和解金	-	8,000
解約違約金	-	1,410
上場関連費用	2,200	-
営業外費用合計	8,878	12,496
経常利益	274,277	372,768
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	8,525	-
特別利益合計	8,525	-
特別損失		
減損損失	-	2,10,082
特別損失合計	-	10,082
税引前当期純利益	282,802	362,685
法人税、住民税及び事業税	91,287	110,570
法人税等調整額	8,826	6,631
法人税等合計	82,460	103,938
当期純利益	200,341	258,746

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)		当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
・ 労務費		1,537,279	65.5	1,975,368	66.5
・ 経費		810,004	34.5	993,646	33.5
売上原価		2,347,283	100.0	2,969,014	100.0

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
地代家賃(千円)	306,723	412,320
利用者研修費(千円)	127,055	186,047
消耗品費(千円)	182,016	153,529
支払手数料(千円)	40,700	51,838

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)
売上高	2,461,994
売上原価	1,691,871
売上総利益	770,122
販売費及び一般管理費	452,664
営業利益	317,458
営業外収益	
受取利息	0
助成金収入	1,189
その他	154
営業外収益合計	1,344
営業外費用	
支払利息	1,144
上場関連費用	1,100
その他	22
営業外費用合計	2,267
経常利益	316,536
税引前四半期純利益	316,536
法人税、住民税及び事業税	106,366
法人税等調整額	1,840
法人税等合計	104,526
四半期純利益	212,009

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	183,125	705	705	31,815	31,815	152,016	152,016
当期変動額							
当期純利益				200,341	200,341	200,341	200,341
当期変動額合計	-	-	-	200,341	200,341	200,341	200,341
当期末残高	183,125	705	705	168,526	168,526	352,357	352,357

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	183,125	705	705	168,526	168,526	352,357	352,357
当期変動額							
当期純利益				258,746	258,746	258,746	258,746
当期変動額合計	-	-	-	258,746	258,746	258,746	258,746
当期末残高	183,125	705	705	427,273	427,273	611,104	611,104

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	282,802	362,685
減価償却費	29,546	47,003
減損損失	-	10,082
敷金償却費	6,518	8,967
貸倒引当金の増減額(は減少)	87	113
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8,525	-
受取利息	1	1
助成金収入	2,165	3,269
雑収入	-	1,062
支払利息	4,183	2,880
上場関連費用	2,200	-
和解金	-	8,000
解約違約金	-	1,410
固定資産除却損	2,495	205
売上債権の増減額(は増加)	162,689	169,805
棚卸資産の増減額(は増加)	7,801	20,234
前払費用の増減額(は増加)	12,495	14,186
未払金の増減額(は減少)	1,866	23,928
未払費用の増減額(は減少)	39,001	35,019
預り金の増減額(は減少)	9,478	8,467
その他	875	1,269
小計	183,625	298,935
利息の受取額	1	1
助成金の受取額	2,165	3,269
利息の支払額	4,098	2,901
法人税等の支払額	40,054	123,106
営業活動によるキャッシュ・フロー	141,638	176,197
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	78,952	66,361
無形固定資産の取得による支出	3,115	4,522
敷金及び保証金の差入による支出	69,463	50,860
敷金及び保証金の回収による収入	2,115	4,855
資産除去債務の履行による支出	-	3,020
その他	140	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	149,556	119,910
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	186,000	20,000
長期借入金の返済による支出	197,056	51,852
社債の償還による支出	10,000	5,000
リース債務の返済による支出	1,228	2,661
上場関連費用の支出	2,200	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,484	79,513
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	32,402	23,226
現金及び現金同等物の期首残高	102,815	70,412
現金及び現金同等物の期末残高	170,412	147,186

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

		当第2四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		316,536
減価償却費		25,902
敷金償却費		5,075
貸倒引当金の増減額(は減少)		89
受取利息		0
助成金収入		1,189
支払利息		1,144
上場関連費用		1,100
売上債権の増減額(は増加)		24,973
棚卸資産の増減額(は増加)		18,619
未払金の増減額(は減少)		16,375
未払費用の増減額(は減少)		39,159
その他		23,341
小計		351,191
利息の受取額		0
助成金の受取額		1,189
利息の支払額		1,093
和解金の支払額		8,000
解約違約金の支払額		1,410
法人税等の支払額		64,452
営業活動によるキャッシュ・フロー		277,424
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		38,415
無形固定資産の取得による支出		2,930
敷金及び保証金の差入による支出		30,962
敷金及び保証金の回収による収入		7,400
資産除去債務の履行による支出		3,522
その他		100
投資活動によるキャッシュ・フロー		68,530
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)		80,000
長期借入金の返済による支出		24,736
リース債務の返済による支出		1,380
財務活動によるキャッシュ・フロー		106,116
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		102,777
現金及び現金同等物の期首残高		47,186
現金及び現金同等物の四半期末残高		149,964

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 2020年 7月 1日 至 2021年 6月30日）

1．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年 4月 1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(3) ヘッジ方針

内規に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しておりません。

5．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

1．棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス及び自立訓練（生活訓練）サービスの提供を行っております。顧客へのサービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

(3) ヘッジ方針

内規に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略していません。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	185,123千円
無形固定資産	16,740千円
減損損失	-千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業所を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある事業所について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上することとしております。また、除却予定資産については、代替的な投資の有無を考慮し、グループ単位を設定しております。

事業所の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された年次経営計画及び中期経営計画として見積っており、中期経営計画以降の成長は関連する市場の状況を予測し決定しております。

当該見積りは、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、減損損失認識要否の判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	24,003千円
--------	----------

繰延税金負債との相殺前の金額は34,137千円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の計上における将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

課税所得の見積りは取締役会で承認された年次経営計画及び中期経営計画を基礎として見積っており、中期経営計画以降の成長は関連する市場の状況を予測し決定しております。

当該見積りは、当社の経営計画に基づき経営者による最善の見積りによって行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって見直しが必要となった場合、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性があります。

3. 資産除去債務

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

資産除去債務	40,425千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の本社オフィス及び事業所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、賃貸借期間に応じた国債利回りを使用して割引後の資産除去債務の金額を計算しております。

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、賃貸契約開始時の原状回復工事見積金額等に基づき、見積り計算を行っております。

当該見積りは、原状回復費用等の発生事実に基づき経営者による最善の見積りによって行っておりますが、経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた工事金額が見積り金額と異なった場合、翌事業年度の財務諸表において認識する資産除去債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	237,885千円
無形固定資産	14,793千円
減損損失	10,082千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業所を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある事業所について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上することとしております。また、除却予定資産については、代替的な投資の有無を考慮し、グループ単位を設定しております。

事業所の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された年次経営計画及び中期経営計画として見積っており、中期経営計画以降の成長は関連する市場の状況を予測し決定しております。

当該見積りは、経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、減損損失認識要否の判定及び測定される減損損失の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	30,635千円
--------	----------

繰延税金負債との相殺前の金額は48,316千円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の計上における将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

課税所得の見積りは取締役会で承認された年次経営計画及び中期経営計画を基礎として見積っており、中期経営計画以降の成長は関連する市場の状況を予測し決定しております。

当該見積りは、当社の経営計画に基づき経営者による最善の見積りによって行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって見直しが必要となった場合、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与える可能性があります。

3. 資産除去債務

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

資産除去債務	72,096千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の本社オフィス及び事業所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等につき、有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、賃貸借期間に応じた国債利回りを使用して割引後の資産除去債務の金額を計算しております。

有形固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローは、過去における類似の特性を有する拠点の資産で発生した原状回復工事の実績額、除去サービスを行う業者など第三者からの情報、賃貸契約開始時の原状回復工事見積金額等に基づき、見積り計算を行っております。

当該見積りは、原状回復費用等の発生事実に基づき経営者による最善の見積りによって行っておりますが、経済状況や市況による工事単価の変動、想定していない工事の発生等により、実際に生じた工事金額が見積り金額と異なった場合、翌事業年度の財務諸表において認識する資産除去債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、一時点で履行義務が充足される契約については、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当事業年度財務諸表へ与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

時価の算定に関する会計基準等の適用による当事業年度財務諸表へ与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額はありません。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額はありません。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（資産除去債務の計算方法に係る見積りの変更）

当事業年度において、当社の本社オフィス及び事業所等の不動産賃貸借契約に基づく、退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、事業所の退去及び移転に伴い新たに入手した原状回復費用に基づき見積りの変更を行いました。

また、資産除去債務の計上については、従来、負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度において発生した原状回復費用に基づく見積りの変更により、一部の賃借不動産について、原状回復費用の総額が敷金の総額を上回る見込みとなったため、原状回復費用の総額が敷金の総額を上回ると見込まれる資産除去債務については、当事業年度より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。

これにより、当事業年度において資産除去債務を40,425千円計上しております。なお、当該見積りの変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

（耐用年数の変更）

当事業年度において、2事業所を1事業所に集約する移転統合を決定したこと、及び1事業所において当初の使用見込み期間より短期間で移転を行うことを決定いたしました。当該決定に基づき、移転後に利用見込みのない固定資産について残存使用見込期間まで耐用年数を短縮しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

（追加情報）

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（役員退職慰労引当金）

当社は、2020年9月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止及び対象役員に対する役員退職慰労金の打切り支給を決議いたしました。退職慰労金の打切り支給決議に対して、全対象役員から受取り辞退の申し入れがあったため、受取り辞退を受理し、役員退職慰労引当金の全額戻し入れを行い、役員退職慰労引当金戻入額8,525千円を特別利益に計上いたしました。

（新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響）

当社は、新型コロナウイルス感染症対策として衛生管理等を徹底した上でサービスを提供しており、財政状態及び経営成績に与える重要な事象は生じておりません。本書提出日現在においてもサービス提供を継続しており、新型コロナウイルス感染症の今後の広がりや収束時期等に関わらず、当社の業績への重要な影響はないものと仮定し、会計上の見積りには織り込んでおりません。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響には不確実性が伴い、実際の結果は異なる可能性があります。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

（新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響）

当社は、新型コロナウイルス感染症対策として衛生管理等を徹底した上でサービスを提供しており、財政状態及び経営成績に与える重要な事象は生じておりません。本書提出日現在においてもサービス提供を継続しており、新型コロナウイルス感染症の今後の広がりや収束時期等に関わらず、当社の業績への重要な影響はないものと仮定し、会計上の見積りには織り込んでおりません。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響には不確実性が伴い、実際の結果は異なる可能性があります。

（貸借対照表関係）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年6月30日)	当事業年度 (2022年6月30日)
当座貸越極度額の総額	700,000千円	700,000千円
借入実行残高	186,000 "	166,000 "
差引額	514,000千円	534,000千円

（損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
広告宣伝費	72,604千円	106,207千円
役員報酬	95,556 "	98,556 "
給料及び手当	224,260 "	268,557 "
減価償却費	8,179 "	9,471 "
貸倒引当金繰入額	87 "	113 "
販売費に属する費用のおおよその割合	30%	32%
一般管理費に属する費用のおおよその割合	70 "	68 "

2 減損損失

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都立川市	除却予定資産	建物附属設備	5,381千円
		工具、器具及び備品	544 "
東京都町田市	除却予定資産	建物附属設備	3,379千円
		工具、器具及び備品	778 "

当社は、原則として管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において退去の意思決定を行った事業所に係る資産について、使用期間の変更により投資額の回収が見込めなくなったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,082千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値が零のため回収可能価額を零とし算定しております。

なお、除却までの期間が短期間のため、割引計算は行っておりません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	320,445	2,884,005	-	3,204,450
合計	320,445	2,884,005	-	3,204,450

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,884,005株は、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,204,450	-	-	3,204,450
合計	3,204,450	-	-	3,204,450

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
現金及び預金	70,412千円	47,186千円
現金及び現金同等物	70,412千円	47,186千円

2. 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	14,370千円	- 千円

(2) 資産除去債務

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
重要な資産除去債務の計上額	40,425千円	36,870千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事業所における事務機器(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事業所における事務機器(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要と認められる場合は、主として銀行借入により資金調達する方針であります。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。デリバティブは、主に金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、不動産賃貸契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年以内であります。借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であり、流動性リスクに晒されております。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「注記事項「重要な会計方針 4.ヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスクの管理

借入金に係る金利変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。取引については、取締役会で報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	70,412	70,412	-
(2) 売掛金	643,150		
貸倒引当金(*)	446		
	642,704	642,704	-
資産計	713,117	713,117	-
(1) 未払金	116,965	116,965	-
(2) 未払費用	153,768	153,768	-
(3) 未払法人税等	90,244	90,244	-
(4) 短期借入金	186,000	186,000	-
(5) 社債 (1年内償還予定の社債含む)	5,000	5,002	2
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	147,476	147,049	426
(7) リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	13,141	12,891	250
負債計	712,596	711,922	674
(8) デリバティブ取引	-	-	-

(*) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債(1年内償還予定の社債含む)

社債の時価の算定は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

ただし、変動金利による長期借入金のうち、一部は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) リース債務(1年内返済予定のリース債務含む)

リース債務の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	当事業年度 (2021年6月30日)
敷金及び保証金	157,917

敷金及び保証金は、預託期間を算定することが困難であることから、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	70,412	-	-	-
売掛金	643,150	-	-	-
合計	713,563	-	-	-

4. 社債、借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	186,000	-	-	-	-	-
社債	5,000	-	-	-	-	-
長期借入金	51,852	51,852	35,034	8,738	-	-
リース債務	2,661	2,794	2,935	3,083	1,666	-
合計	245,513	54,646	37,969	11,821	1,666	-

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要と認められる場合は、主として銀行借入により資金調達する方針であります。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。デリバティブは、主に金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、不動産賃貸契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年以内であります。借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であり、流動性リスクに晒されております。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「注記事項「重要な会計方針 5.ヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスクの管理

借入金に係る金利変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。取引については、取締役会で報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 売掛金	812,956		
貸倒引当金(*2)	560		
	812,395	812,395	-
(2) 敷金及び保証金(*3)	193,032	189,429	3,602
資産計	1,005,427	1,001,824	3,602
(1) 未払金	153,035	153,035	-
(2) 未払費用	188,782	188,782	-
(3) 未払法人税等	81,267	81,267	-
(4) 短期借入金	166,000	166,000	-
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	95,624	95,267	356
(6) リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	10,479	10,253	226
負債計	695,189	694,606	582
(7) デリバティブ取引(*4)	-	-	-

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(*3) 貸借対照表計上額及び時価には、事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）の未償却残高が54,324千円含まれております。

(*4) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	47,186	-	-	-
売掛金	812,956	-	-	-
敷金及び保証金	-	5,349	187,682	-
合計	860,142	5,349	187,682	-

(注) 2. 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	166,000	-	-	-	-	-
長期借入金	51,852	35,034	8,738	-	-	-
リース債務	2,794	2,935	3,083	1,666	-	-
合計	220,646	37,969	11,821	1,666	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	812,395	-	812,395
敷金及び保証金	-	189,429	-	189,429
資産計	-	1,001,824	-	1,001,824
未払金	-	153,035	-	153,035
未払費用	-	188,782	-	188,782
未払法人税等	-	81,267	-	81,267
短期借入金	-	166,000	-	166,000
長期借入金 （1年内返済予定の長期借 入金含む）	-	95,267	-	95,267
リース債務 （1年内返済予定のリース 債務含む）	-	10,253	-	10,253
負債計	-	694,606	-	694,606

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、そのキャッシュ・フローを、国債利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払金、未払費用、未払法人税等並びに短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ 受取変動・支払 固定	長期借入金	51,794	33,938	(注)
合計			51,794	33,938	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例 処理	金利スワップ 受取変動・支払 固定	長期借入金	33,938	16,082	(注)
合計			33,938	16,082	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。
2. 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、19,254千円であります。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。
2. 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、22,088千円であります。

(ストック・オプション関係)

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 5名 当社従業員 70名	当社取締役 3名 当社従業員 87名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 120,000株	普通株式 147,000株	普通株式 173,000株
付与日	2018年6月22日	2018年11月30日	2020年1月6日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年6月16日～2028年6月15日	2020年11月17日～2028年11月16日	2021年12月17日～2029年12月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2018年10月1日付及び2020年12月3日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2020年12月3日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	60,000	121,000	171,000
付与	-	-	-
失効	-	2,000	3,000
権利確定	-	-	-
未確定残	60,000	119,000	168,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2018年10月1日付及び2020年12月3日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2020年12月3日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	9	319	360
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2018年10月1日付及び2020年12月3日付の株式分割による調整後の価格を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2020年12月3日付の株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）及び純資産法等によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	25,939千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

当事業年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. Stock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
(単位:千円)

	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	-

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 5名 当社従業員 70名	当社取締役 3名 当社従業員 87名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 120,000株	普通株式 147,000株	普通株式 173,000株
付与日	2018年6月22日	2018年11月30日	2020年1月6日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年6月16日～2028年6月15日	2020年11月17日～2028年11月16日	2021年12月17日～2029年12月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2018年10月1日付及び2020年12月3日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2020年12月3日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2022年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	60,000	119,000	168,000
付与	-	-	-
失効	-	7,000	13,000
権利確定	-	-	-
未確定残	60,000	112,000	155,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2018年10月1日付及び2020年12月3日付の株式分割による調整後の株式数を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2020年12月3日付の株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	9	319	360
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2018年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第1回新株予約権については、2018年10月1日付及び2020年12月3日付の株式分割による調整後の価格を、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、2020年12月3日付の株式分割による調整後の価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）及び純資産法等によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	148,931千円
(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプション の権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2021年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産	
未払賞与	10,578千円
繰延資産	7,830
敷金償却	4,773
資産除去債務	12,145
未払事業税	6,625
その他	5,009
繰延税金資産小計	46,963
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	12,825
評価性引当額小計	12,825
繰延税金資産合計	34,137
繰延税金負債	
資産除去債務	10,133
繰延税金負債合計	10,133
繰延税金資産の純額	24,003

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2021年6月30日)
法定実効税率	30.04%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.30
住民税均等割	2.75
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	5.75
評価性引当額の増減	1.53
その他	0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.16

当事業年度(2022年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2022年6月30日)
繰延税金資産	
未払賞与	12,789千円
繰延資産	9,414
敷金償却	7,467
資産除去債務	21,660
未払事業税	7,585
その他	6,758
繰延税金資産小計	65,675
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	17,358
評価性引当額小計	17,358
繰延税金資産合計	48,316
繰延税金負債	
資産除去債務	17,680
繰延税金負債合計	17,680
繰延税金資産の純額	30,635

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2022年6月30日)
法定実効税率	30.04%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03
住民税均等割	2.50
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	5.45
評価性引当額の増減	1.25
その他	0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.66

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当社は、本社オフィス及び事業所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務の一部については、資産除去債務の負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は、不動産賃貸借契約開始からの平均退去年数である10年と見積り、割引率は0.179%～0.805%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
期首残高	- 千円
簡便法から原則法への変更による影響額	40,425
期末残高	40,425

ニ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、当社の本社オフィス及び事業所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、事業所の退去及び移転に伴い新たに入手した原状回復費用に基づき、見積りの変更を行いました。

また、資産除去債務の計上については、従来、負債計上に代えて不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりましたが、当事業年度において発生した原状回復費用に基づく見積りの変更により、一部の賃借不動産について、原状回復費用の総額が敷金の総額を上回る見込みとなったため、原状回復費用の総額が敷金の総額を上回ると見込まれる資産除去債務については、当事業年度より、原状回復費用を資産除去債務として負債計上することといたしました。

2. 敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は6,518千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は15,887千円であります。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当社は、本社オフィス及び事業所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務の一部については、資産除去債務の負債計上に代えて不動産賃借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社事業所の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は、不動産賃借契約開始からの平均退去年数である10年と見積り、割引率は0.179%～0.805%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
期首残高	40,425千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	36,870
時の経過による調整額	33
資産除去債務の履行による減少額	4,878
その他増減額（は減少）	354
期末残高	72,096

2. 敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は8,967千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は24,854千円であります。

(収益認識関係)

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

	売上高（千円）
主要な財又はサービス	
就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス	3,694,789
自立訓練（生活訓練）サービス	481,394
顧客との契約から生じる収益	4,176,184
その他の収益	-
外部顧客への売上高	4,176,184

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

契約及び履行義務に関する情報

当社は、障害者総合支援法に基づく、就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス及び自立訓練（生活訓練）サービスの提供を行っております。顧客へのサービス提供時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

取引の対価は、履行義務充足後の支払いを要求しております。履行義務充足後の支払は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に行われるため、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の履行義務への配分額の算定については、1つの契約につき複数の履行義務は識別されていないため、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

当社は、「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当社は、「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	就労移行支援・就労定着支援・指定計画相談支援サービス	自立訓練（生活訓練）サービス	合計
外部顧客への売上高	3,193,432	131,914	3,325,346

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,260,619
埼玉県国民健康保険団体連合会	691,893
東京都国民健康保険団体連合会	666,699
千葉県国民健康保険団体連合会	612,104

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	就労移行支援・就労定着 支援・指定計画相談支援 サービス	自立訓練（生活訓練） サービス	合計
外部顧客への売上高	3,694,789	481,394	4,176,184

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高
神奈川県国民健康保険団体連合会	1,450,100
埼玉県国民健康保険団体連合会	879,514
東京都国民健康保険団体連合会	843,798
千葉県国民健康保険団体連合会	727,375

（注）当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

当社は、「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	佐原 敦矢	-	-	当社 代表取締役	（被所有） 直接 6.02 間接 25.90	債務の被保証	当社不動産 賃借契約の 債務被保証 （注）	191,843	-	-

（注）当社の営業拠点等の不動産賃借契約について債務保証を受けております。取引金額については、期中賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	佐原 敦矢	-	-	当社 代表取締役	（被所有） 直接 6.02 間接 25.90	債務の被保証	当社不動産 賃借契約の 債務被保証 （注）	147,057	-	-

（注）当社の営業拠点等の不動産賃借契約について債務保証を受けております。取引金額については、期中賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産額	109.96円
1株当たり当期純利益	62.52円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は2020年12月3日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
当期純利益(千円)	200,341
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	200,341
普通株式の期中平均株式数(株)	3,204,450
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数2,930個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり純資産額	190.70円
1株当たり当期純利益	80.75円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
当期純利益(千円)	258,746
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	258,746
普通株式の期中平均株式数(株)	3,204,450
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数2,730個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

【注記事項】

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当社は、当第2四半期累計期間において、事業所の移転を決定したことにより、移転後に利用見込みのない固定資産について残存使用見込期間まで耐用年数を短縮しております。

なお、この変更による当第2四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益への影響は軽微であります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りへの影響）

当社は、新型コロナウイルス感染症対策として衛生管理等を徹底した上でサービスを提供しており、財政状態及び経営成績に与える重要な事象は生じておりません。本書提出日現在においてもサービス提供を継続しており、新型コロナウイルス感染症の今後の広がりや収束時期等に関わらず、当社の業績への重要な影響はないものと仮定し、会計上の見積りには織り込んでおりません。ただし、新型コロナウイルス感染症による影響には不確実性が伴い、実際の結果は異なる可能性があります。

（四半期貸借対照表関係）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当第2四半期会計期間 (2022年12月31日)	
当座貸越極度額の総額	700,000千円
借入実行残高	86,000 "
差引額	614,000千円

（四半期損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	
給料及び手当	160,409千円
貸倒引当金繰入額	89 "

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	
現金及び預金勘定	149,964千円
現金及び現金同等物	149,964千円

（株主資本等関係）

当第2四半期累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

1．配当金支払額

該当事項はありません。

2．基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 2022年7月31日 至 2022年12月31日）

当社は、「指定障害福祉サービス事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

	金額（千円）
主要な財又はサービス 就労移行支援・就労定着支援・指定計画 相談支援サービス 自立訓練（生活訓練）サービス	2,078,530 383,464
顧客との契約から生じる収益	2,461,994
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,461,994

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり四半期純利益	66.16円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	212,009
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	212,009
普通株式の期中平均株式数(株)	3,204,450
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	171,651	92,714	10,598 (8,760)	253,768	51,340	23,905	202,428
工具、器具及び備品	52,798	11,789	2,372 (1,322)	62,215	36,763	14,318	25,452
リース資産	14,370	-	-	14,370	4,365	2,874	10,004
有形固定資産計	238,820	104,504	12,970 (10,082)	330,354	92,468	41,098	237,885
無形固定資産							
商標権	2,446	165	-	2,612	728	300	1,884
ソフトウェア	25,732	3,791	-	29,524	16,615	5,604	12,908
無形固定資産計	28,179	3,957	-	32,137	17,344	5,904	14,793

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物附属設備(千円)	新規拠点開設に伴う新規資産の取得	91,354
------------	------------------	--------

2. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	年月日 2016.8.31	5,000	-	0.14	なし	年月日 2021.8.31
合計	-	5,000	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	186,000	166,000	0.59	-
1年以内に返済予定の長期借入金	51,852	51,852	1.14	-
1年以内に返済予定のリース債務	2,661	2,794	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	95,624	43,772	1.14	2023年7月～ 2024年12月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	10,479	7,684	-	2023年7月～ 2026年1月
合計	346,617	272,103	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	35,034	8,738	-	-
リース債務	2,935	3,083	1,666	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	446	1,866	22	1,729	560

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	47,186
計	47,186
合計	47,186

ロ.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
神奈川県国民健康保険団体連合会	265,755
埼玉県国民健康保険団体連合会	176,754
東京都国民健康保険団体連合会	162,666
千葉県国民健康保険団体連合会	144,107
大阪府国民健康保険団体連合会	22,267
その他	41,404
合計	812,956

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
643,150	4,176,184	4,006,378	812,956	83.1	63.6

ハ.貯蔵品

区分	金額(千円)
事務用機器等	27,528
冷凍弁当	2,737
切手・収入印紙等	1,220
合計	31,487

二．敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
拓陵建設株式会社	11,884
日本都市ファンド投資法人	7,382
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社	6,808
有限会社カネダイ	6,545
株式会社エパーズ	6,168
その他	154,240
合計	193,032

流動負債

イ．未払金

区分	金額(千円)
未払従業員給与等	36,813
株式会社アクト・ツーワン	28,109
株式会社ジョイント	9,239
横浜法律事務所	8,000
当社利用者への交通費補助	7,188
その他	63,685
合計	153,035

ロ．未払費用

区分	金額(千円)
従業員給与	136,866
社会保険料等	34,255
地代家賃	8,576
役員報酬	5,557
従業員経費	2,952
その他	573
合計	188,782

八．未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	42,155
事業税	19,342
市町村民税	7,198
地方法人税	4,342
特別法人事業税	5,904
都道府県民税	2,324
合計	81,267

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.cocorport.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当会社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2021年 10月14日	福島 敦	愛知県名古屋 市千種区	-	コボルポ ート社員持株 会 理事長 高橋義樹	神奈川県川 崎市川崎区 砂子二丁目 5番11号	特別利害関 係者等（大 株主上位10 位）	31,400	23,141,800 (737) (注)4	移動前所有 者の売却意 向を受け、 移動後所有 者に譲渡

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2020年7月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載するものとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10位
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格については、第三者機関に算定を依頼し、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）により算出された価格を総合的に勘案し決定しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社A&Cコーポレーション 1、2	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目8番4号 i-office吉祥寺	830,000	23.54
株式会社KRAC 1、2	神奈川県川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル4階	305,400	8.66
佐原 敦矢 1、3	東京都武蔵野市	273,000 (80,000)	7.74 (2.27)
株式会社アレジアンズ 1、2	神奈川県鎌倉市津西一丁目24番26-1号	244,300	6.93
コルポート社員持株会 1	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目5番11号	232,860	6.60
長尾 吉祐 1、4	神奈川県鎌倉市	187,190 (20,000)	5.31 (0.57)
伊藤 純一 1	東京都渋谷区	150,000	4.25
岡登 貞憲 1、6	東京都世田谷区	90,000 (10,000)	2.55 (0.28)
西村 綾子 1、6	東京都江東区	90,000 (10,000)	2.55 (0.28)
石合 建祐 1、6	千葉県流山市	90,000 (10,000)	2.55 (0.28)
高原 健人 1、6	東京都港区	90,000 (10,000)	2.55 (0.28)
岩元 勝志 4	神奈川県川崎市中原区	88,500 (20,000)	2.51 (0.57)
秋元 正秀 1、5	神奈川県横須賀市	85,000	2.41
宮澤 心作 6	東京都江東区	78,200 (10,000)	2.22 (0.28)
吉井 信隆	東京都足立区	62,700	1.78
インターウォーズ株式会社	東京都中央区銀座六丁目13番16号 ヒューリック銀座ウォールビル9階	62,700	1.78
飯田 和住 6	埼玉県朝霞市	61,000 (6,000)	1.73 (0.17)
大島 歩 6	神奈川県藤沢市	61,000 (6,000)	1.73 (0.17)
高橋 義樹 6	神奈川県横浜市青葉区	43,800 (10,000)	1.24 (0.28)
山浦 勇治 6	東京都豊島区	36,700 (10,000)	1.04 (0.28)
上方 陽一郎	東京都港区	31,400	0.89
那須 剛	東京都豊島区	31,400	0.89
小川 大介	兵庫県神戸市東灘区	31,400	0.89
安部 修仁	東京都台東区	31,400	0.89

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
細川 泰史	東京都中央区	31,400	0.89
前野 一郎	東京都世田谷区	31,400	0.89
高橋 龍徳 4	神奈川県横浜市青葉区	30,000	0.85
木村 英一	神奈川県横浜市青葉区	15,700	0.45
本田 寛	東京都杉並区	10,000	0.28
福井 克哉 6	神奈川県横浜市神奈川区	6,000 (6,000)	0.17 (0.17)
岸 千尋 6	東京都国分寺市	6,000 (6,000)	0.17 (0.17)
三河 和宏 6	東京都練馬区	6,000 (6,000)	0.17 (0.17)
岩淵 識周 6	千葉県野田市	6,000 (6,000)	0.17 (0.17)
庄司 康太 6	神奈川県横浜市西区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
玉谷 敬史 6	神奈川県相模原市南区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
佐藤 翼 6	神奈川県川崎市麻生区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
小田 昌秀 6	東京都豊島区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
渡邊 順子 6	東京都町田市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
副島 規史 6	東京都大田区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
原田 雅行 6	神奈川県横須賀市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
根本 実るく 6	大阪府大阪市生野区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
山崎 太樹 6	千葉県千葉市中央区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
蒔田 寛之 6	千葉県茂原市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
堀口 知代 6	東京都板橋区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
小笠原 陽 6	東京都八王子市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
木次 なおみ 6	神奈川県川崎市川崎区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
猪ノ山 幸子 6	福岡県福岡市西区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
鈴木 崇史 6	神奈川県横浜市南区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
神田 悟子 6	神奈川県横浜市港北区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
吉田 彩 6	神奈川県横須賀市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
青山 成一 6	神奈川県横須賀市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
小林 幸恵 6	神奈川県相模原市南区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
鈴木 友理江 6	神奈川県横浜市金沢区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
小椋 純子 6	東京都足立区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
安田 鮎実 6	千葉県八千代市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
川崎 辰也 6	東京都江東区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
原 祐一郎 6	千葉県松戸市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
舩谷 大輔 6	東京都江戸川区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
蟹谷 秀治 6	東京都練馬区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
加藤 美波 6	神奈川県川崎市麻生区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
中本 博美 6	神奈川県川崎市中原区	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
北出 和奈 6	埼玉県鴻巣市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
山口 康之 6	埼玉県日高市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
五十嵐 雪彦 6	千葉県流山市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
小川 章人 6	埼玉県富士見市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
関口 友梨 6	神奈川県横須賀市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
山口 美和子 6	埼玉県上尾市	2,000 (2,000)	0.06 (0.06)
その他28名	-	28,000 (28,000)	0.79 (0.79)
計	-	3,526,450 (322,000)	100.00 (9.13)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の 6 の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10位)
- 2 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
- 3 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
- 4 特別利害関係者等(当社の取締役)
- 5 特別利害関係者等(当社の監査役)
- 6 当社の従業員

2. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

株式会社コルポート

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河島 啓太指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 康

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コルポートの2021年7月1日から2022年6月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コルポートの2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

株式会社コルポート

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河島 啓太
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 堤 康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コルポートの2020年7月1日から2021年6月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コルポートの2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月14日

株式会社コルポート

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河島 啓太
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 堤 康
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コルポートの2022年7月1日から2023年6月30日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（2022年7月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コルポートの2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。